

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成23年6月29日
【事業年度】 第42期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）
【会社名】 株式会社コスモスイニシア
【英訳名】 COSMOS INITIA Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高木 嘉幸
【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目3番2号
【電話番号】 (03) 3580 - 2867

(注) 平成23年7月1日から本店は下記に移転する予定であります。

本店の所在の場所 東京都港区芝五丁目34番6号

電話番号 (03) 5444 - 3220

【事務連絡者氏名】 経理部 部長 中崎 健一
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町一丁目3番2号
【電話番号】 (03) 3580 - 2867
【事務連絡者氏名】 経理部 部長 中崎 健一
【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社コスモスイニシア西日本支社
(大阪府北区中崎西二丁目4番12号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次 決算年月	第38期 平成19年3月	第39期 平成20年3月	第40期 平成21年3月	第41期 平成22年3月	第42期 平成23年3月
売上高(百万円)	213,472	194,439	191,616	169,995	101,414
経常利益又は経常損失()(百万円)	15,800	14,692	22,402	7,581	701
当期純利益又は当期純損失()(百万円)	15,685	20,006	88,088	25,701	234
包括利益(百万円)					266
純資産額(百万円)	46,613	50,095	45,183	14,011	13,985
総資産額(百万円)	250,535	316,446	231,817	105,734	73,870
1株当たり純資産額(円)	225.37	359.69	436.02	2,354.25	2,063.58
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()(円)	121.16	158.17	740.01	2,480.23	49.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	89.17	126.12		752.37	
自己資本比率(%)	18.60	15.83	19.49	13.25	18.93
自己資本利益率(%)	37.34	41.38			1.67
株価収益率(倍)	7.06	1.93		0.14	
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	14,458	50,814	2,766	54,058	18,856
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	2,321	3,602	3,510	15,332	85
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	1,908	60,947	8,180	63,235	28,506
現金及び現金同等物の期末残高(百万円)	15,679	22,188	20,241	26,423	16,860
従業員数(人) (外、平均臨時雇用者数)	3,059 (1,147)	3,172 (1,307)	3,275 (1,341)	448 (602)	416 (462)

(注)1. 上記の金額には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第40期及び第42期につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第40期の自己資本利益率につきましては、当期純損失かつ債務超過であるため記載しておりません。第41期につきましては、期首において債務超過であるため記載しておりません。
4. 第40期及び第42期の株価収益率につきましては、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 平成21年11月6日付で普通株式10株を1株に併合し、第1回A種優先株式20株を1株に併合しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第38期 平成19年3月	第39期 平成20年3月	第40期 平成21年3月	第41期 平成22年3月	第42期 平成23年3月
売上高 (百万円)	164,894	152,029	152,157	146,511	92,988
経常利益又は経常損失() (百万円)	12,795	13,000	23,551	9,674	506
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	14,509	19,372	91,204	33,332	104
資本金 (百万円)	11,889	11,964	11,964	5,000	5,000
発行済株式総数 (千株)	普通株式 118,893 優先株式 18,600	普通株式 119,782 優先株式 6,500	普通株式 119,782 優先株式 6,500	普通株式 7,978 優先株式 31,500 劣後株式 20	普通株式 9,152 優先株式 31,500 劣後株式 14
純資産額 (百万円)	37,170	39,564	53,972	11,871	11,672
総資産額 (百万円)	225,020	301,956	219,266	98,900	64,055
1株当たり純資産額 (円)	146.09	271.78	509.42	2,622.58	2,316.30
1株当たり配当額 (円) (内 1株当たり中間配当額)	普通株式 7.50 () 第1回A種優先株式 80.00 () 第1回B種優先株式 40.00 ()	普通株式 7.50 () 第1回A種優先株式 80.00 ()	普通株式 () 第1回A種優先株式 ()	普通株式 () 第1種優先株式 9.30 () 劣後株式 ()	普通株式 () 第1種優先株式 20.50 () 劣後株式 ()
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 () (円)	111.10	152.85	766.04	3,225.04	64.51
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	82.43	122.13		975.73	
自己資本比率 (%)	16.52	13.10	24.61	12.00	18.22
自己資本利益率 (%)	43.22	50.49			0.89
株価収益率 (倍)	7.70	2.00		0.11	
配当性向 (%)	6.8	4.9			
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	585 (256)	608 (290)	632 (285)	297 (276)	261 (169)

(注)1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第40期及び第42期につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第40期の自己資本利益率につきましては、当期純損失かつ債務超過であるため記載しておりません。第41期につきましては、期首において債務超過であるため記載しておりません。
4. 第40期及び第42期の株価収益率につきましては、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 平成21年11月6日付で普通株式10株を1株に併合し、第1回A種優先株式20株を1株に併合しております。

2【沿革】

年月	事項
昭和44年6月	東京都千代田区に、資本金2百万円をもって株式会社日本リクルート映画社を設立
昭和49年2月	事業目的を不動産事業に変更し、環境開発株式会社に商号変更
昭和49年5月	宅地建物取引業者免許（東京都知事(1)第27494号）を取得し、分譲マンションの販売事業を開始
昭和52年5月	宅地建物取引業者免許（建設大臣(1)第2361号）を取得
昭和52年6月	大阪支社（現西日本支社）を設置し、近畿圏でも分譲マンションの販売事業を開始
昭和60年1月	不動産仲介事業を本格的に開始
昭和60年3月	株式会社リクルートコスモスに商号変更 日環建物株式会社を吸収合併
昭和61年7月	不動産賃貸事業を本格的に開始
昭和61年10月	当社株式を店頭登録
昭和62年3月	株式会社コスモスライフ（現大和ライフネクスト株式会社）の全株式を取得し、不動産管理事業に進出
平成2年1月	株式会社コスモスマア（現連結子会社）を設立し、リフォーム等工事業を開始
平成2年4月	一級建築士事務所を設置
平成2年9月	オーストラリア・クイーンズランド州・ブリスベン市に、Cosmos Australia Pty. Ltd.（現連結子会社）を設立し、海外事業を本格的に開始
平成5年7月	東京都港区に本社移転
平成8年4月	戸建住宅の販売事業を本格的に開始
平成10年10月	お客様相談窓口「コスモスホットライン」を設置
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成17年6月	MBO（マネジメント・パイアウト）の手法により、リクルートグループから独立
平成18年9月	株式会社コスモスイニシアに商号変更、東京都千代田区に本社移転
平成21年7月	首都圏各支社（横浜支社・北関東支社・千葉支社）を統合し、本社に集約
平成21年9月	株式会社コスモスライフの全株式を大和ハウス工業株式会社へ譲渡
平成22年10月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（現大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード））に上場
平成23年1月	分譲マンション累計供給戸数が10万戸を突破

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、株式会社コスモスイニシア（当社）及び子会社5社並びに関連会社1社により構成されており、事業は不動産販売事業、不動産販売代理事業、不動産賃貸事業、不動産仲介事業、工事業、海外事業、これらに附帯する事業を行っております。当社グループが営む主な事業内容、各関係会社等の当該事業における位置付けなどは次のとおりであります。

なお、次の4事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 不動産販売事業

・不動産販売事業（当社）

当社は、「イニシアシリーズ」などの新築マンション分譲及び「コスモアベニューシリーズ」などの戸建住宅分譲を行っております。

なお、CAM6 特定目的会社は、資産の流動化に関する法律に基づく流動化計画に従った特定資産の譲り受け並びにその管理及び処分を目的に設立しましたが、当該資産の売却が完了し、平成22年12月17日に同社は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

・不動産販売代理事業（当社）

当社は、新築マンションの販売代理等を行っております。

(2) 不動産賃貸事業（当社）

当社は、マンション及びオフィスビルなどの転賃（サブリース）等を行っております。

(3) 不動産仲介事業（当社）

当社は、買い替え等の中古物件需要に対応するマンションの仲介、事業用等の土地・建物の仲介等を行っております。

(4) その他事業

・工事業（株式会社コスモモア、関連会社1社：会社総数2社）

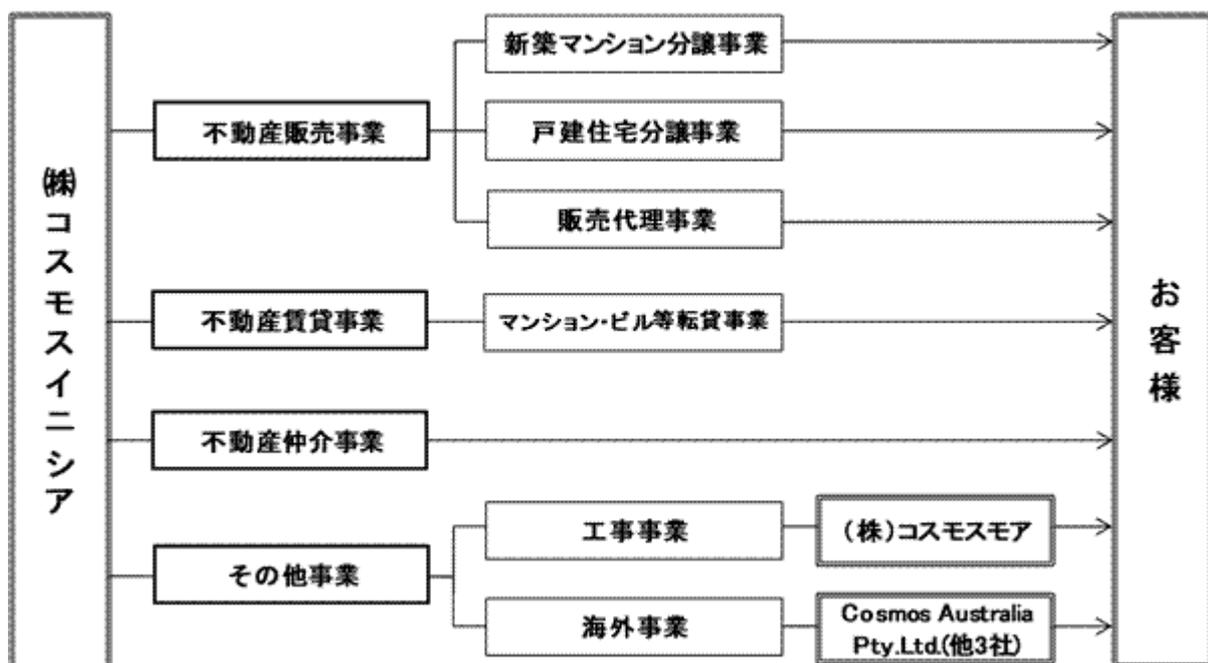
株式会社コスモモアは、オフィス改修工事、マンション販売におけるモデルルームの設営、住宅及び事務所等のリフォーム・コーディネート等を行っております。

・海外事業（Cosmos Australia Pty. Ltd.及びその子会社3社：会社総数4社）

Cosmos Australia Pty. Ltd.及びその子会社3社は、オーストラリア・クイーンズランド州フレーザー島（世界遺産に登録されている世界最大の砂の島）においてホテル・リゾート運営を行っている他、オーストラリア国内における不動産に附帯する事業を行っております。

（事業系統図）

以上の主な関係会社の事業の内容を図示すると次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		
					役員の兼務等		取引内容
					当社役 員(人)	当社社 員(人)	
(連結子会社) 株式会社コスモモア	東京都港区	90	その他事業	100	1	1	当社のマンション販売 におけるモデルルーム の設営等を行っている
Cosmos Australia Pty. Ltd. (注)2	オーストラリア クイーンズランド州 ブリスベン市	百万豪ドル 115	同上	100	1		なし
CA Finance Pty Ltd (注)3	オーストラリア クイーンズランド州 ブリスベン市	百万豪ドル 1	同上	100 (100)	1		なし
CA Asset Management Pty Ltd (注)3	オーストラリア クイーンズランド州 ブリスベン市	百万豪ドル 0	同上	100 (100)	1		なし
KBRV Resort Operations Pty. Ltd. (注)3	オーストラリア クイーンズランド州 ブリスベン市	百万豪ドル 13	同上	100 (100)	1		なし

- (注)1. 主要な事業の内容には、セグメントの名称を記載しております。
2. Cosmos Australia Pty. Ltd. は特定子会社に該当しております。
3. CA Finance Pty Ltd及びCA Asset Management Pty LtdはCosmos Australia Pty. Ltd.の100%子会社であり、KBRV Resort Operations Pty. Ltd.はCA Asset Management Pty Ltdの100%子会社であります。
4. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合であり、内数で記載しております。
5. C A M 6 特定目的会社は、平成22年12月17日に清算結了したため連結の範囲から除外しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
不動産販売事業	152 (106)
不動産賃貸事業	26 (26)
不動産仲介事業	34 (20)
その他事業	155 (293)
全社(共通)	49 (17)
合計	416 (462)

- (注)1. 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
2. 全社(共通)として、記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
261 (169)	36.0	11.9	6,463,119

セグメントの名称	従業員数 (人)
不動産販売事業	152 (106)
不動産賃貸事業	26 (26)
不動産仲介事業	34 (20)
全社(共通)	49 (17)
合計	261 (169)

- (注)1. 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外書きで記載しております。なお、兼務役員は含まれておりません。
2. 平均年間給与(税込)は、時間外手当その他の基準外賃金及び賞与が含まれております。
3. 全社(共通)として、記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、雇用情勢や個人の所得環境は依然厳しく、年度後半には各種経済対策の終了による個人消費の反動減や急激な円高の進行により足踏み状態となりましたが、新興国の景気拡大に牽引され輸出が増加し、企業業績の改善等好転の兆しが見られました。しかしながら、今年3月に東日本大震災が発生し、インフラ設備等の損壊や電力の供給不足等による今後の経済活動の低下が懸念され、一転して予断を許さない状況となりました。

不動産業界におきましては、分譲住宅市場は、首都圏の新築マンションの供給戸数が44,535戸と前年を上回ったものの、依然として低水準に留まる中、住宅ローン減税をはじめとする各種景気対策効果もあり、初月契約率も78.4%と高水準で推移し、販売在庫が減少するなど、概ね好調に推移いたしました。しかしながら、震災による企業業績や個人消費等への影響を考慮しますと、今後の市場動向については先行き不透明な状況となっております。

東日本大震災の対応といたしましては、当社グループは被災者への支援や被災地の復興が急務であると考え、被災された方々の救護活動及び被災地の復興活動等にお役立ていただくため、従業員を対象とした募金活動を行うとともに義援金1,100万円を寄付させていただきました。

このような事業環境におきまして、当社は、平成21年9月の事業再生A D R 手続（「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」所定の特定認証紛争解決手続）の成立を受け、事業再生計画を着実に遂行してまいりました。

当連結会計年度の経営成績は、新築マンション・戸建住宅の販売が好調に推移し、売上総利益率の改善、販売費及び一般管理費の削減に努めたことなどにより計画比大幅な利益改善となりましたが、たな卸資産評価損38億33百万円を売上原価に計上したことなどから、売上高1,014億14百万円（前連結会計年度比40.3%減）、営業利益14億10百万円、経常利益7億1百万円を計上いたしました。また、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額2億38百万円、減損損失1億72百万円を特別損失として計上したことなどから、当期純利益2億34百万円を計上いたしました。

なお、東日本大震災による業績への影響は軽微でありました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度よりセグメント区分を変更しております。このため、前連結会計年度の実績数値を変更後の区分と配賦方法に遡及修正したうえで、前連結会計年度との比較を行っております。

不動産販売事業

新築マンション販売におきましては、『ヴィーガーデン ザ・レジデンス』（東京都）、『イニシアイオ目黒』（東京都）、『イニシア中京丸太町通り』（京都府）など、当連結会計年度の引渡戸数が2,224戸（前連結会計年度比1,000戸減）となったことなどにより、売上高539億49百万円（同42.6%減）を計上いたしました。

戸建住宅販売におきましては、『コスモアベニューひばりヶ丘 MORIKAZE』（東京都）、『コスモアベニュー横濱本牧三溪園』（神奈川県）など、宅地分譲を含めて147区画（同167区画減）を引き渡し、売上高69億36百万円（同48.7%減）を計上いたしました。

土地・建物販売におきましては、C A M 6 特定目的会社が保有する事業用地の『武蔵浦和駅第3街区』（埼玉県）などを引き渡し、新築マンションの販売代理収入などを合計した結果、不動産販売事業において、売上高787億71百万円（同40.5%減）を計上いたしました。

また、新築マンション販売の売上総利益率（ ）は、前連結会計年度比13.2%改善の20.2%、戸建住宅販売の売上総利益率は同5.7%改善の20.0%となり、販売費の削減に努めるなど計画比大幅な利益改善となりましたが、土地・建物販売における一部都心物件を中心にたな卸資産評価損38億33百万円を売上原価に計上したことなどにより、営業利益30億85百万円を計上いたしました。（売上総利益率の算出に際し、たな卸資産評価損は含めておりません。）

（単位：百万円）

	平成22年3月期	平成23年3月期	前連結会計年度比	増減率 (%)
売上高	132,311	78,771	53,540	40.5
営業利益又は営業損失()	3,744	3,085	6,830	

売上高の内訳 (単位：百万円)

	平成22年3月期		平成23年3月期		前連結会計年度比		
	販売数量	金額	販売数量	金額	販売数量	金額	増減率(%)
新築マンション(戸)	3,224	94,058	2,224	53,949	1,000	40,108	42.6
戸建住宅(区画)	314	13,509	147	6,936	167	6,573	48.7
土地・建物		23,139		16,821		6,317	27.3
販売代理・その他		1,605		1,064		541	33.7
合計		132,311		78,771		53,540	40.5

契約の状況 (単位：百万円)

	平成22年3月期		平成23年3月期		前連結会計年度比		
	契約数量	金額	契約数量	金額	契約数量	金額	増減率(%)
新築マンション(戸)	2,939	76,688	2,841	65,422	98	11,265	14.7
戸建住宅(区画)	319	14,208	119	5,228	200	8,979	63.2
土地・建物		23,655		18,499		5,156	21.8
販売代理・その他		1,085		532		552	50.9
合計		115,637		89,683		25,953	22.4

新築マンション販売における未契約完成在庫は59戸であります。
戸建住宅には、宅地分譲を含んでおります。

不動産賃貸事業

不動産賃貸事業におきましては、マンションのサブリース事業を中心に展開し、受託戸数が7,058戸(同99戸増)となり、空室率も低水準で推移したことなどにより、売上高134億59百万円(同3.4%減)、営業利益2億44百万円(同1.4%減)を計上いたしました。

(単位：百万円)

	平成22年3月期	平成23年3月期	前連結会計年度比	増減率(%)
売上高	13,937	13,459	478	3.4
営業利益	247	244	3	1.4
転貸マンション戸数	6,959	7,058	99	1.4
空室率(%)	4.8	4.5	0.3	

不動産仲介事業

不動産仲介事業におきましては、新築マンション購入者の買い替え対応に注力し、新たに仲介店舗として、錦糸町店(東京都)・川口店(埼玉県)を開設するなど、個人仲介が堅調に推移したことなどにより、売上高7億65百万円(同3.9%減)、営業利益73百万円を計上いたしました。

(単位：百万円)

	平成22年3月期	平成23年3月期	前連結会計年度比	増減率(%)
売上高	796	765	30	3.9
営業利益又は営業損失()	131	73	204	

その他事業

その他事業におきましては、前連結会計年度において連結子会社であった株式会社コスモスライフ(現大和ライフネクスト株式会社、以下「コスモスライフ」という。)を連結の範囲から除外したことによる影響や、オフィス改修工事の受注が減少したことなどにより、売上高95億58百万円(同62.2%減)、営業利益1億49百万円(同89.1%減)を計上いたしました。

(単位：百万円)

	平成22年3月期	平成23年3月期	前連結会計年度比	増減率 (%)
売上高	25,303	9,558	15,744	62.2
営業利益	1,372	149	1,223	89.1

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、168億60百万円となりました。
〔前連結会計年度末は264億23百万円〕

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

主にたな卸資産が261億83百万円減少した一方で、仕入債務が89億35百万円減少したことから、188億56百万円の資金の増加となりました。〔前連結会計年度は540億58百万円の増加〕

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

主に投資有価証券の売却による収入が3億26百万円となった一方で、有形固定資産の取得による支出が1億77百万円となったことから、85百万円の資金の増加となりました。〔前連結会計年度は153億32百万円の増加〕

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

主に長期借入金の返済による支出が307億76百万円となった一方で、事業用地の仕入れに伴う資金調達を行い、長期借入れによる収入が18億59百万円となったことから、285億6百万円の資金の減少となりました。

〔前連結会計年度は632億35百万円の減少〕

2【生産、受注及び販売の状況】

生産、受注及び販売の状況については、「1 業績等の概要」におけるセグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「すべての判断の軸をお客様に置き、住まいに関する様々なご要望に総合的に応えたい。」という創業以来の思いを大切にしながら、お客様に求められる前に、一步先んじてお客様の気持ちを深く理解し、常にこれまでとは違う価値を創り出すことに真摯に取り組み、具体的な商品・サービスとしてお客様に提供し続けていきたいと考えております。

そして、企業理念として「Next Value For The Customer」を掲げ、お客様の求める次の価値を創り続けるとともに、当社ならびにグループ会社である株式会社コスモア等と一丸となって、新築マンション販売、戸建住宅販売に加え、賃貸、仲介、工事請負などでの事業展開を通じて安心で快適な場を創造してまいります。

(2) 中期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

今後の不動産市況は、住宅ローン減税やローン金利優遇制度の充実、住宅エコポイントの延長など住宅取得対策効果もあり、引き続き住宅需要は根強いものがありますが、東日本大震災の発生による企業業績や個人消費等への影響に加え、首都圏において想定される夏季の電力不足や建築資材不足等による建築費の上昇及び工期の遅延等の影響も懸念され、不透明な事業環境が当面継続するものと思われま。

このような認識のもと、当社は事業再生計画の基本方針に則り、当社の強みである新築マンション販売・戸建住宅販売事業並びに資金需要の少ない不動産賃貸事業（サブリース事業・プロパティマネジメント事業）・不動産仲介事業に経営資源を集中するとともに、少数精鋭体制での事業の効率化並びに徹底したコスト削減を図ってまいります。

また、強いビジネスモデルを構築するため、不動産販売事業におきましては、売上規模を拡大するのではなく、当社の強みを発揮できる東京30km圏内のエリア・ターゲットを中心に展開し、高収益体質の確立を目指してまいります。

具体的には、新築マンション販売事業におきましては、エリア特性を十分見極め、一次取得者層をメインターゲットにした「イニシアシリーズ」、「イニシアイオシリーズ」として、中規模マンションプロジェクトを中心に事業展開することとし、戸建住宅販売事業においてもこれまでの実績を重視し、ハード・ソフト両面において高品質、安全・安心かつ街並みを重視するミドルアッパー層をメインターゲットにした「コスモアベニューシリーズ」に集中して、早期販売・早期売上を基本方針として完成在庫を持たない経営を徹底してまいります。

不動産賃貸事業におきましては、マンションのサブリース受託戸数の拡大及び徹底した運営コストの削減を図り、不動産仲介事業におきましては、新築マンション販売事業との連携を強化するとともに、今後は地域密着型の仲介店

舗を展開し、フィービジネスの収益拡大を目指してまいります。

目標とする経営指標といたしましては、事業再生計画における各経営数値としており、ネットD/Eレシオの更なる改善や自己資本比率の向上にも注力してまいります。

今後につきましても、株主の皆様、お取引先金融機関及び事業パートナーをはじめとする関係者の皆様のご期待、ご協力にお応えすべく、コスモスイニシアグループ全体でのシナジーを最大限に発揮することに努め、事業基盤の強化を図るとともに、事業再生計画の達成を目指してまいります。

なお、事業再生計画の進捗状況は以下のとおりであります。

事業進捗状況

新築マンション販売・戸建住宅販売事業におきましては、当連結会計年度末における新築マンションの未契約完成在庫数が59戸（前連結会計年度末比19戸増）となるなど、概ね計画どおりに推移いたしました。

また、事業採算性及び事業リスク軽減の観点から大規模物件を中心に事業内容を見直し、事業パートナーとの共同事業としての事業推進、または事業化を中止した大半の開発事業用地の売却等を行っております。

一方で、不動産賃貸事業及び不動産仲介事業の一層の強化を図るとともに、当連結会計年度におきまして、仲介店舗として錦糸町店（東京都）・川口店（埼玉県）を新たに開設し、営業を開始いたしました。

なお、当社の連結子会社が行う海外事業につきましては、事業再生計画において当連結会計年度中に撤退する方針としておりましたが、平成23年4月27日付で当該海外事業に関して、大和ハウス工業株式会社との間で、3年後を目途に大和ハウス工業グループが当該海外事業に85%程度出資し、共同で事業を行うことを目的とした「業務提携に関する基本合意書」を締結いたしました。

今後におきましては、当社の連結子会社が当該海外事業の運営を当面継続するとともに、今後の出資金額及び出資方法等の詳細については、平成25年12月1日を目途に相互に検討・協議を開始する予定であります。

事業用地仕入状況

事業再生計画に基づき、年間巡航ペースとして、新築マンション販売・戸建住宅販売事業合わせて売上高500億円程度を目指す計画であり、注力エリアを中心に、これまで以上に慎重な事業リスクの管理を行っております。新築マンション販売事業のプロジェクト規模については、短期間で開発、販売が可能な総戸数50～100戸程度の中規模物件を中心に展開していく予定であります。

なお、当連結会計年度におきまして、事業用地取得の契約を締結したプロジェクトは、新築マンション30プロジェクト（売上換算550億円/1,942戸）・戸建住宅7プロジェクト（同55億円/116区画）に加え、新たにタウンハウス2プロジェクト（同11億円/24戸）であります。この結果、平成24年3月期の売上計画分の事業用地の取得を完了するとともに、平成25年3月期の売上計画分についても順調に進捗しております。

コスト削減状況

更なる経費削減及び一層の経営効率化を図るため、平成23年7月1日付で本社を千代田区から港区へ移転する予定であります。

なお、当該本社移転に伴い、年間約10億円のオフィス賃料の削減を見込んでおります。

経営管理体制の整備状況

当社グループの主力事業である不動産販売事業は、先行投資型の事業であり、投資時点の判断が極めて重要であることから、景気動向や市況等の外部環境の予測機能の強化、不動産特有の事業リスクの管理をはじめ、従前の組織を統合または再編するなど、引き続き経営管理体制の整備及び強化に努めております。

なお、当社は、事業再生計画の確実な遂行が最重要と認識しており、計画の遂行状況に関して中立的な立場である弁護士及び公認会計士の外部専門家を構成委員とした外部委員会を設置しております。外部委員会に対しては、事業再生計画の履行状況につき定期的に報告を行い、外部委員各位より適宜適切にご指導をいただきながら事業再生計画の遂行状況の全般にわたり監督頂いております。

連結経営成績（平成23年3月期）

連結経営成績の直近実績と事業再生計画の経営指標は以下の通りであります。

平成23年3月期の連結経営成績における営業利益は、たな卸資産評価損の計上などにより事業再生計画比減益となった一方で、営業外損益の改善や特別損失の減少などにより、経常利益及び当期純利益は同計画を上回る実績となっております。

(単位：百万円)

	直近実績		事業再生計画（平成21年9月28日公表）	
	平成22年3月期	平成23年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高	169,995	101,414	174,000	123,600
営業利益	4,797	1,410	5,900	2,100
経常利益	7,581	701	9,100	700
当期純利益	25,701	234	25,400	300

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他の重要と考えられる事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資判断、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で、重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避に努め、また、発生した場合には、その影響を最小限にとどめるよう対応に努めていく方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

本項における将来に関する事項は、この有価証券報告書提出日（平成23年6月29日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 不動産市況、金利動向及び税制等について

当社グループの主要事業である不動産販売事業は、景気動向、金利動向、地価動向、新規供給動向及び不動産に係る税制等の影響を受けやすいため、景気の悪化や大幅な金利上昇、新規大量供給による販売価格の下落など経済情勢に変化があった場合には、お客様の購入意欲を減退させる可能性があり、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、上記経済情勢の変化は、事業用地の仕入価格の変動要因にもなり、今後、事業用地の仕入れが計画どおりに進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの主要事業である不動産販売事業は、主に建設業者との間において工事請負契約を締結し、建物の建設工事を行っており、特定会社への依存関係はございませんが、建設業者の資材・部材の調達において、国内外の経済情勢等の影響により、価格高騰などの問題が発生した場合、当社の建築費上昇という結果をもたらす可能性があり、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 物件の引渡時期等による業績の変動について

当社グループの主要事業である不動産販売事業においては、顧客への引渡時に売上高を計上しておりますが、引渡時期につきましては、一般的に転勤及び学期末の時期であることなどの理由により、2～3月頃に集中することが多くなるため、第4四半期連結会計期間の売上高が他の四半期連結会計期間と比べ高くなる傾向があります。

従いまして、天災、事故、その他予測し得ない要因等の不測の事態により、物件の引渡時期が期末を越える遅延が生じた場合、また、期末近くに竣工・引渡を計画している物件について、顧客への引渡が次期にずれ込む事態が生じた場合には、当該期の当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 有利子負債への依存について

当社グループは、不動産販売事業における事業用地の取得資金及び建築費の一部を、主に金融機関からの借入金により調達しており、有利子負債への依存度が高い水準にあることから、現行の金利水準が大幅に変動した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 瑕疵担保責任について

当社は、独自に「標準仕様書」「品質管理基準」を定めるとともに、新築マンションにおいては設計段階から建設工事・建物竣工に至る各過程での重要なポイントを各現場で専任スタッフが検査・確認し、一貫した品質管理を体系的に行うQIT（クオリティ・インスペクション・トライ）活動を展開するなど、高品質な住宅づくりに努めております。

また、アフターサービスの充実を図るため、建物竣工後2～3ヶ月間、新築マンション内に工事関係者の職員が駐在し、入居されたお客様からのご要望、各種手直し、修繕などスピーディーな対応を行っております。

しかしながら、建物竣工後、ある一定期間内において、設計・施工上の問題等に起因する瑕疵など、不具合が生じた場合は、間接損害を含め、不具合が原因で生じた損害に対する責任として、損害賠償等による費用発生、又は当社の商品・サービスに対する信用の失墜による売上高の減少などの可能性も考えられ、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 協力会社への依存について

当社グループの提供する商品及びサービスにおいて、当社グループの従業員等が直接実施する場合を除いては、戸建建築、モデルルーム工事等の業務を所定の審査を経て登録した協力会社へ発注しております。

当社グループといたしましては、協力会社が行う業務はそのまま当社評価にも通じるものであることから、日頃より良好なコミュニケーションを図るとともに、定期的に技術・ノウハウの共有に努めております。

しかしながら、協力会社の予期せぬ業績不振や事故等により事業継続できなくなるなどの不測の事態が発生した場合は、代替措置に伴う追加の費用発生やサービス提供が遅延する可能性も考えられ、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 個人情報の管理について

当社グループは、事業展開するにあたり、新築マンション及び戸建住宅をご購入いただいたお客様等、もしくはご検討いただいたお客様等の個人情報をお預かりしており、「個人情報の保護に関する法律」に定められる個人情報取扱事業者であります。

当社グループといたしましては、情報管理に関する規程等の整備・個人情報保護方針（プライバシーポリシー）の制定を行うとともに、社員教育システムの運用・オフィス入退館システムの導入など、情報管理全般にわたる体制強化を図っております。

しかしながら、不測の事態により、万が一、個人情報が外部へ漏洩するような事態となった場合は、当社グループの信用失墜による売上高の減少、又は損害賠償による費用発生等の可能性も考えられ、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制等について

当社グループが事業展開するにあたり、以下の法的規制等を受けております。

- ・不動産業は、「宅地建物取引業法」「国土利用計画法」「建築基準法」「都市計画法」「住宅の品質確保の促進等に関する法律」「不動産特定共同事業法」「土壤汚染対策法」「犯罪による収益の移転防止に関する法律」などの法的規制等を受けております。当社は不動産業者として、「宅地建物取引業法」に基づく免許を受け、事業展開しております。
- ・建設業は、「建設業法」「建築士法」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「労働安全衛生法」などの法的規制等を受けております。当社の連結子会社である株式会社コスモモアは、建設業者として、「建設業法」に基づく免許を受け、事業展開しております。

今後、これらの規制の改廃や新たな法的規制等が設けられる場合には、当社グループの事業活動が制限を受ける可能性があり、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 海外事業について

当社の連結子会社であるCosmos Australia Pty. Ltd.及びその子会社3社は、オーストラリア・クイーンズランド州にある世界遺産に認定されているフレーザー島内において、ホテル・リゾート運営を中心に事業展開しておりますが、今後の事業再生を目指すにあたり、海外事業から撤退する方針であることから、事業撤退に伴う損失見込額につきましては、既に必要な会計処理を行っております。

また、大和ハウス工業株式会社との間で、3年後を目途に大和ハウス工業グループが当該海外事業に85%程度出資し、共同で事業を行うことを目的とした業務提携に関する基本合意書を締結しておりますが、今後の出資金額及び出資方法等の条件が著しく悪化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 保有不動産の価格、収益性の変動について

当社グループは、事業遂行上必要な販売用不動産及び事業用不動産を保有しております。このため、不動産市況の動向その他の要因により不動産価格が下落した場合には、評価損や売却損が発生する可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10)普通株式の希薄化について

当社は、平成23年3月31日現在、第1種優先株式31,500,000株及び劣後株式14,472株を発行しており、当該優先株式及び劣後株式には、普通株式への転換請求権が付与されております。

将来におきまして、第1種優先株式並びに劣後株式の普通株式への転換が行われた場合には、当社普通株式の既存持分の希薄化、また株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(11)財務制限条項について

当社グループは、事業再生ADR手続の成立を受け、本事業再生計画に定める弁済計画に基づき、全対象債権者との間で既存借入金の返済方法の変更及び返済期日のリスケジュールングに関して変更契約を締結しております。

当該変更契約には財務制限条項が定められており、当該契約締結日以降の各決算期の末日における個別及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額、及び本事業再生計画の最終期（平成25年3月期）における個別及び連結の損益計算書における経常利益の金額について、それぞれ一定指数以上の維持等の取決めがなされております。これら条項の一部に抵触した場合には、請求により融資条件の見直しや期限前返済義務を負う可能性があり、その場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析は、以下のとおりであります。

なお、本項における将来に関する事項は、この有価証券報告書提出日（平成23年6月29日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態

資産

当連結会計年度末の総資産は738億70百万円となり、前連結会計年度末比318億64百万円減少いたしました。主な増減及びその要因は以下のとおりであります。

当連結会計年度末の流動資産は578億60百万円となり、同312億93百万円減少いたしました。これは新築マンション及び戸建住宅の引き渡しが進捗したことや、たな卸資産評価損38億33百万円を計上したことなどにより、販売用不動産、仕掛販売用不動産が減少したことなどによるものです。

また、当連結会計年度末の固定資産は160億10百万円となり、同5億71百万円減少いたしました。これは当社及び連結子会社1社は平成24年3月期に本社を移転する予定であることに伴い、移転後に利用見込みのない固定資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額したことにより減損損失1億72百万円を計上したことや、投資有価証券を売却したことなどによるものです。

負債

当連結会計年度末の負債合計は598億84百万円となり、前連結会計年度末比318億38百万円減少いたしました。主な増減及びその要因は以下のとおりであります。

当連結会計年度末の流動負債は343億37百万円となり、同49億58百万円減少いたしました。これは新築マンションの供給戸数が前連結会計年度比減少したことに伴い、建築費の支払手形が同93億41百万円減少したことなどによるものです。

また、当連結会計年度末の固定負債は255億47百万円となり、同268億79百万円減少いたしました。これは主に、長期借入金が同266億84百万円減少したことによるものです。

純資産

当連結会計年度末の純資産は139億85百万円となり、前連結会計年度末比26百万円減少いたしました。主な増減及びその要因は、第1種優先株式の配当金が2億92百万円となった一方で、当期純利益2億34百万円を計上したことなどによるものです。

キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、188億56百万円の資金の増加となりました。これは、たな卸資産が261億83百万円減少した一方で、仕入債務が89億35百万円減少したことなどが主な要因であります。

なお、当社の営業活動によるキャッシュ・フローは、各年度の不動産販売事業における事業用地の取得及び工事進捗に伴う建築費の支払並びに資金回収状況などにより、大きく変動する可能性があります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、85百万円の資金の増加となりました。これは、投資有価証券の売却による収入が3億26百万円となった一方で、有形固定資産の取得による支出が1億77百万円となったことなどが主な要因であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、285億6百万円の資金の減少となりました。これは、長期借入金の返済による支出が307億76百万円となった一方で、長期借入れによる収入が18億59百万円となったことが主な要因であります。

その結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は168億60百万円となりました。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

項目	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
自己資本比率 (%)	15.8	19.5	13.3	18.9
時価ベースの自己資本比率 (%)	11.5	1.7	2.6	2.1
債務償還年数 (年)		67.9	1.1	1.6
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)		0.7	21.9	25.0

各指標の基準は下記のとおりであります。(いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。)

自己資本比率：自己資本÷総資産

時価ベースの自己資本比率：普通株式時価総額÷総資産

債務償還年数：有利子負債÷営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー÷利払い

普通株式時価総額：期末株価終値×期末発行済普通株式数(自己株式控除後)

営業キャッシュ・フロー：連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フロー

利払い：連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額

債務償還年数及びインタレスト・カバレッジ・レシオにつきましては、平成20年3月期は営業キャッシュ・フローがマイナスのため記載しておりません。なお、当社グループにおける不動産販売事業の特性として、営業キャッシュ・フローが每期大きく変動する可能性があります。

(2) 経営成績

売上高

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比40.3%減収の1,014億14百万円となりました。

これは、不動産販売事業、不動産賃貸事業、不動産仲介事業、工事業及び海外事業を含めたその他事業におきまして、減収となったことによるものです。

営業利益

当連結会計年度におきましては、営業利益14億10百万円となりました。

(前連結会計年度は営業損失47億97百万円)

これは、新築マンション販売及び戸建住宅販売において売上総利益率が改善したことや、たな卸資産評価損が前連結会計年度比22億20百万円減少したことなどにより、不動産販売事業において営業利益が同68億30百万円改善したことによるものです。

経常利益

当連結会計年度におきましては、経常利益7億1百万円となりました。(前連結会計年度は経常損失75億81百万円)

これは、借入金の減少に伴い支払利息が同17億36百万円減少したことや、シンジケートローン手数料が同2億63百万円減少したことなどにより、営業外収支が同20億75百万円改善したことによるものです。

当期純利益

当連結会計年度におきましては、当期純利益2億34百万円となりました。

(前連結会計年度は当期純利益257億1百万円)

これは、前連結会計年度においては、事業再生損失118億99百万円を特別損失に計上した一方で、関係会社株式売却益74億27百万円及び債務免除益370億円を特別利益に計上いたしていましたが、当連結会計年度においては、減損損失1億72百万円及び資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額2億38百万円などを特別損失に計上したことによるものです。

(3) 主要経営指標

目標とする経営指標といたしましては、事業再生計画における各経営数値としており、ネットD/Eレシオの更なる改善や自己資本比率の向上にも注力してまいります。なお、当連結会計年度末の自己資本比率は18.9%となり、ネットD/Eレシオ〔(有利子負債 - 現預金) ÷ 自己資本〕は1.0倍となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	用途	帳簿価額(百万円)			従業員数 (人)
			建物及び 構築物	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	不動産販売事業、 不動産賃貸事業、 不動産仲介事業	自用	17	228	246	220 (112)
西日本支社 (大阪府大阪市北区)	不動産販売事業、 不動産仲介事業	自用	12	2	14	21 (20)

(注)1. 投下資本の額は帳簿価額によっております。

2. 従業員数の()は、臨時従業員を外書きしております。

3. 前表のほか、当社の賃借している主要な転貸用マンションは次のとおりであります。

名称	所在地	建物延面積 (㎡)
ピース網島	神奈川県横浜市港北区	11,884
パークビューステージ東陽町	東京都江東区	8,567

(2) 国内子会社

平成23年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	用途	帳簿価額(百万円)			従業員数 (人)
				建物及び 構築物	その他	合計	
株式会社コスモモア	本社 (東京都千代田区)	その他事業	自用	0	9	9	54 (23)

(注)1. 投下資本の額は帳簿価額によっております。

2. 従業員数の()は、臨時従業員を外書きしております。

(3) 在外子会社

平成23年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	用途	帳簿価額(百万円)			従業員数 (人)
				建物及び 構築物	その他	合計	
KBRV Resort Operations Pty. Ltd.	リゾート施設 (オーストラリア)	その他事業	自用	5	85	90	58 (180)

(注)1. 投下資本の額は帳簿価額によっております。

2. 従業員数の()は、臨時従業員を外書きしております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社及び連結子会社1社は、平成24年3月期に本社の移転を予定しております。

(2) 重要な設備の除却等

当社及び連結子会社1社は、平成24年3月期に本社の移転を予定しており、移転後に利用見込みのない固定資産について除却損の発生を見込んでおります。なお、当該発生見込み額については、当連結会計年度において、減損損失として特別損失に計上しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能種類株式数(株)
普通株式	505,000,000
第1種優先株式	31,500,000
劣後株式	20,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,152,288	9,422,822	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注) 1,2,7
第1種優先株式	31,500,000	31,500,000	非上場・非登録	(注) 3,4,5,7,8, 10,11
劣後株式	14,472	14,472	非上場・非登録	(注) 3,6,7,9
計	40,666,760	40,937,294		

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの、新株予約権の行使により増加した普通株式数、また劣後株式の転換請求に伴う普通株式の交付により増加した普通株式数は含まれておりません。

- 権利の内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
- 第1種優先株式及び劣後株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
- 第1種優先株式は、株価の変動により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動いたします。修正基準及び修正の頻度は以下のとおりであります。
修正の基準：大阪証券取引所の終値（45取引日目に始まる連続する30取引日平均）の90%
修正の頻度：6ヶ月に1回
- 第1種優先株式のうち30,500,000株は、当社に対する金銭債権の現物出資による債務の株式化によるものであります。
- 劣後株式は、株価の変動により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動いたします。修正基準及び修正の頻度は以下のとおりであります。
修正の基準：大阪証券取引所の終値（45取引日目に始まる連続する30取引日平均）の99%
修正の頻度：平成22年5月1日以降の取引日毎
- 普通株式、第1種優先株式、劣後株式ともに、単元株式数は100株であります。
- 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 第1種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ下記9の定める支払順位に従い、第1種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「第1種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第1種優先配当金の額

第1種優先配当金の額は、1,000円に、それぞれの事業年度毎に下記算式により算定される年率（以下「第1種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（但し、平成22年3月31日に終了する事業年度において

は、平成21年10月31日以降当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる金額）とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

第1種優先配当年率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物） + 1.50%

「日本円TIBOR（6ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「第1種優先配当年率決定基準日」という。）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第1種優先配当年率決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インターバンク・オフアード・レートとして英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。

(3) 第1種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記9の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「第1種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 累積条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して支払う第1種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その第1種優先株式1株当たりの不足額（以下「第1種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。第1種累積未払配当金については、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記9の定める支払順位に従い、第1種優先株式1株につき第1種累積未払配当金の額に達するまで、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。

(5) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金および第1種累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 剰余財産の分配

(1) 剰余財産の分配

当社の剰余財産の分配をするときは、全ての種類の株主に対する剰余財産の分配に先立ち、第1種優先株式1株につき、(i)1,000円、(ii)第1種累積未払配当金および(iii)第1種未払経過利息の合計額を支払う。

「第1種未払経過利息」とは、剰余財産の分配日の属する事業年度における第1種優先配当金の額に、剰余財産の分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から剰余財産の分配日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を乗じて得られる金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）をいう。但し、当該剰余財産の分配日の属する事業年度中の日を基準日として第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか剰余財産の分配は行わない。

3. 議決権

第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

第1種優先株主は、平成25年6月30日以降平成45年6月30日（同日を含む。）までの間（以下「第1種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく第1種優先株主による取得の請求（以下「転換請求」という。）がなされた日（以下「転換請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、(i)各第1種優先株主による転換請求にかかる第1種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）の第1種優先株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる第1種優先株式以外の転換請求にかかる第1種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

「剰余授權株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。

A：(I)当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該転換請求日の前月の末日（以

下「当該前月末日」という。)における発行済株式(自己株式を除く。)の数および(ii)当該前月末日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数

B:(I)当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該前月末日における発行済普通株式(自己株式を除く。)の数および(ii)当該前月末日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の

規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、第1種優先株主が当該転換請求日に転換請求をした第1種優先株式の数に1,000円を乗じて得られる額を当該転換請求日における下記(2)乃至(4)で定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)をいう。

(1) 第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる第1種優先株式の数に1,000円を乗じて得られる額を、下記(2)乃至(4)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、平成21年10月30日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(以下、本(2)において「当初時価算定期間」という。)の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)の90%(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

なお、当初時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(3) 取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月30日以降平成45年6月30日(同日を含む。)までの毎年6月30日および12月31日(以下、それぞれ「修正基準日」という。)における時価(以下に定義される。)の90%(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正基準日価額」という。)が、当該修正基準日に有効な取得価額を下回る場合には、当該修正基準日をもって当該修正基準日価額に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、平成25年7月1日以降、修正後取得価額が平成25年6月30日における取得価額の30%に相当する額(但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(以下、本(3)において「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所(但し、平成22年3月31日までは株式会社ジャスダック証券取引所。なお、株式会社大阪証券取引所の承継人を含み、当社の普通株式が株式会社大阪証券取引所に上場していない場合は、当社の普通株式を上場または登録している他の金融商品取引所または店頭売買有価証券市場(複数ある場合は、当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所または店頭売買有価証券市場)をいう。以下同じ。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

なお、時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額

を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数} \\ \text{- 当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数} \\ \text{- 当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社は第1種優先株主および第1種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 金銭を対価とする取得請求権

第1種優先株主は、平成25年6月30日以降の毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「第1種償還請求期間」という。）、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)に定める条件および下記(2)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当社は第1種優先株主が償還請求をした第1種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、償還請求日における分配可能額または下記(2)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1) 取得の条件

第1種優先株主は、本項に基づく第1種優先株主による償還請求がなされた日（以下「償還請求日」という。）の最終事業年度にかかる貸借対照表における純資産の額から、以下の金額の合計額を控除した金額が150億円を上回る場合に限り、償還請求をすることができる。

- (a) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に剰余金の配当が決定された第1種優先配当金の総額
- (b) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第1種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(2) 任意償還価額の上限金額

第1種優先株主は、償還請求日の最終事業年度にかかる損益計算書における当期純利益の2分の1から、以下の金額の合計額を控除した金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

- (a) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に剰余金の配当が決定された第1種優先配当金の総額
- (b) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第1種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(3) 任意償還価額

任意償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

- (a) 1,000円
- (b) 第1種累積未払配当金
- (c) 第1種未払経過利息（但し、「残余財産の分配日」を「償還請求日」と読み替えて適用する。）

6. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、第1種転換請求期間中に取得請求のなかった第1種優先株式の全部を、第1種転換請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる第1種優先株式を取得すると引換えに、かかる第1種優先株式の数に1,000円を乗じて得られる額を第1種転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる期間中に上記4.(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値は上記4.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式を第1種優先株主に対して交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

7. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第1種優先株式を取得すると引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

- (a) 1,000円
- (b) 第1種累積未払配当金
- (c) 第1種未払経過利息（但し、「残余財産の分配日」を「強制償還日」と読み替えて適用する。）

8. 株式の分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、第1種優先株式について株式の分割は行わない。
- (2) 当社は、第1種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

9. 優先順位

第1種優先配当金、第1種優先中間配当金および第1種累積未払配当金の支払順位は、第1種累積未払配当金を第1順位とし、第1種優先配当金および第1種優先中間配当金を第2順位とする。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

11. 株主総会において議決権を有しない理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

12. 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

13. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

9. 劣後株式の内容は、次のとおりであります。

1. 劣後株式配当金

当社は、劣後株式を有する株主（以下「劣後株主」という。）または劣後株式の登録株式質権者（以下「劣後登録株式質権者」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

- (1) 当社の残余財産を分配するときにおいて、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主または普通登録株式質権者に対して、劣後株主または劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式1株につき下記(3)に定める普通株式分配基準額を支払う。
- (2) 普通株主または普通登録株式質権者に対して上記(1)に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額（上記(1)に従い残余財産の分配をした後の残余財産の総額を、劣後株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する劣後株式の数を除く。）に劣後株式分配比率を乗じて得られる数および普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の合計で除して得られる額をいう。）に下記(3)に定める劣後株式分配比率を乗じて得られる額の金銭を支払う。

(3) 劣後株式分配比率

- (a) 「普通株式分配基準額」は、当初、82円とし、下記(4)の定めに従って調整される。
- (b) 「劣後株式分配比率」は、50,000円を上記(a)に定める普通株式分配基準額で除して得られる割合（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(4) 普通株式分配基準額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり普通株式分配基準額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により普通株式分配基準額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の普通株式分配基準額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、普通株式分配基準額を調整する。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「普通株式分配基準額調整式」という。）により普通株式分配基準額を調整する。調整後の普通株式分配基準額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} \text{調整後普通株式分配基準額} &= \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\begin{aligned} &(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) \\ &+ \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \end{aligned}}{\begin{aligned} &(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) \\ &+ \text{新たに発行する普通株式の数} \end{aligned}} \end{aligned}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本 において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本 において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、普通株式分配基準額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の普通株式分配基準額とする。調整後の普通株式分配基準額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本 において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、普通株式分配基準額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の普通株式分配基準額とする。調整後の普通株式分配基準額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本 による普通株式分配基準額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社は劣後株主および劣後登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の普通株式分配基準額、適用の日およびその他必要な事項を通知しうえ、普通株式分配基準額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために普通株式分配基準額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって普通株式分配基準額の調整を必要とするとき。

- (c) 普通株式分配基準額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 普通株式分配基準額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後普通株式分配基準額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 普通株式分配基準額の調整に際し計算を行った結果、調整後普通株式分配基準額と調整前普通株式分配基準額との差額が1円未満にとどまるときは、普通株式分配基準額の調整はこれを行わない。

3. 議決権

劣後株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

劣後株主は、平成22年5月1日以降平成42年5月1日（同日を含む。）までの間（以下「劣後転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する劣後株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は劣後株主が取得の請求をした劣後株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該劣後株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく劣後株主による取得の請求（以下「転換請求」という。）がなされた日（以下「転換請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、(i)各劣後株主による転換請求にかかる劣後株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）の劣後株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる劣後株式以外の転換請求にかかる劣後株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。「剰余授權株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。

A：(I)当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該転換請求日の前月の末日（以下「当該前月末日」という。）における発行済株式（自己株式を除く。）の数、(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数および(iii)当該前月末日における第1種優先株式（会社法第107条第2項第2号への期間の初日が到来していないものを除く。）の株主（当社を除く。）が会社法第167条第2項の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

B：(I)当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数、(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数および(iii)当該前月末日における第1種優先株式（会社法第107条第2項第2号への期間の初日が到来していないものを除く。）の株主（当社を除く。）が会社法第167条第2項の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、劣後株主が当該転換請求日に転換請求をした劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を当該転換請求日における下記(2)および(3)で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

(1) 劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を、下記(2)および(3)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、平成22年5月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本(2)において「当初時価算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の99%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する額とする。

なお、当初時価算定期間の開始日以降、平成22年5月1日（同日を含む。）までの間に上記2.(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は上記2.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(3) 取得価額の修正

劣後株主が転換請求をする場合、取得価額は、当該転換請求日における時価（以下に定義される。）の99%（円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り下げる。）に相当する額に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。

転換請求日における時価は、各転換請求日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本(3)において「時価算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、時価算定期間の開始日以降、転換請求日（同日を含む。）までの間に上記2.(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は上記2.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、劣後転換請求期間の末日の翌日以降、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下、本項において「一斉転換日」という。）が到来することをもって、劣後転換請求期間中に取得請求のなかった劣後株式の全部または一部を、普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる劣後株式を取得するのと引換えに、かかる劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を劣後転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる期間の開始日以降、一斉転換日（同日を含む。）までの間に上記2.(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値は上記2.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式を劣後株主に対して交付するものとする。劣後株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、第1種優先株式の株主（当社を除く。）が存しない場合、いつでも、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、劣後株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる劣後株式1株を取得するのと引換えに、50,000円を劣後株主に対して交付するものとする。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、劣後株式について株式の併合または分割は行わない。
(2) 当社は、劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

9. 株主総会において議決権を有しない理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

10. 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

取得する普通株式数が、取得する月において上場株式数の10%を超えないように制限をする措置を講じております。

11. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

10. 平成23年6月20日付の第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議及び同年6月29日付の第42期定時株主総会の決議に基づき、同年8月1日付で第1種優先株式10株を1株に併合する予定であります。

11. 前項の第1種優先株式併合の効力が発生することを条件として、第1種優先株式の発行可能種類株式総数を31,500,000株から3,150,000株に、第1種優先株式の配当金や取得請求権等の基準となる金額を1株当たり1,000円から10,000円に変更し、第1種優先株式の併合を禁止する旨を追加する定款変更を、平成23年6月13日付の劣後株主を構成員とする種類株主総会、同年6月20日付の第1種優先株主を構成員とする種類株主総会、同年6月29日付の第42期定時株主総会及び普通株主を構成員とする種類株主総会にて決議しております。なお、当該定款変更は同年8月1日より効力を生じる予定であります。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	27個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (注)1	2,700株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (注)2	新株予約権1個につき 331,720円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月26日 至 平成27年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株につき 3,317.2円 資本組入額1株につき 1,658.6円	同左
新株予約権の行使の条件	平成18年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと、但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 各本件新株予約権の目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権1個につき、100株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

新株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権（自己新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。

払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- () 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。)
- () 株式の分割により普通株式を発行する場合。
- () 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。
- () 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る場合。

当社は、上記 に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。

- () 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。
- () 払込価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

第4回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	21個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (注)1	2,100株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (注)2	新株予約権1個につき 331,720円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月26日 至 平成27年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株につき 3,317.2円 資本組入額1株につき 1,658.6円	同左
新株予約権の行使の条件	平成19年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 各本件新株予約権の目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権1個につき、100株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

新株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権（自己新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。

払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- () 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。)
- () 株式の分割により普通株式を発行する場合。
- () 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。
- () 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る場合。

当社は、上記 に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。

- () 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。
- () 払込価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

第5回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	16個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (注)1	1,600株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (注)2	新株予約権1個につき 331,720円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月26日 至 平成27年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株につき 3,317.2円 資本組入額1株につき 1,658.6円	同左
新株予約権の行使の条件	平成20年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 各本件新株予約権の目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権1個につき、100株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

新株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権（自己新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。

払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- () 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。)
- () 株式の分割により普通株式を発行する場合。
- () 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。
- () 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る場合。

当社は、上記 に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。

- () 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。
- () 払込価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

第6回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	2,271個	2,231個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (注)1	227,100株	223,100株
新株予約権の行使時の払込金額 (注)2	新株予約権1個につき 331,720円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株につき 3,317.2円 資本組入額1株につき 1,658.6円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、定年退職、会社都合による退職、その他正当な理由があると取締役会が決定した場合はこの限りでない。 各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 各本件新株予約権の目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権1個につき、100株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

新株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権（自己新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。

払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- () 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。)
- () 株式の分割により普通株式を発行する場合。
- () 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。
- () 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る場合。

当社は、上記 に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。

- () 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。
- () 払込価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

(1) 第1種優先株式

	第4四半期会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	第42期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(2) 劣後株式

	第4四半期会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	第42期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	2,128	5,528
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	447,189	1,174,063
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	237.9	235.4
当該会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	5,528	5,528
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	1,174,063	1,174,063
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	235.4	235.4
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減 額(百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成18年7月3日(注)1	1,932,000	144,493,727		11,889	1,659	5,299
平成18年7月7日(注)2	7,000,000	137,493,727		11,889		5,299
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日(注)3	1,798,000	137,493,727	125	11,889	125	5,299
平成19年9月28日(注)4	7,100,000	130,494,727		11,907		5,317
平成20年3月31日(注)5	5,000,000	126,282,727		11,964		5,373
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日(注)6	889,000	126,282,727	74	11,964	74	5,373
平成21年10月30日 (注)7,8	31,520,000	157,802,727	16,250	28,214	16,250	21,623
平成21年11月6日(注)9	113,979,455	43,823,272		28,214		21,623
平成21年11月12日(注)10	4,762,957	39,060,315		28,214		21,623
平成21年11月30日(注)11		39,060,315	23,214	5,000	21,623	
平成21年12月30日(注)12	437,910	39,498,225		5,000		
平成22年6月29日(注)13		39,498,225		5,000	29	29
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日(注)14	1,174,063	40,672,288		5,000		29
平成23年3月28日(注)15	5,528	40,666,760		5,000		29

(注)1. 平成18年5月19日開催の取締役会決議に基づく、コスモライフを完全子会社とするための株式交換に伴う新株式(普通株式)の発行であります。

株式交換に伴う新株式(普通株式)の発行

発行価格 1株当たり 859円

交換比率 1:0.07

- 平成18年5月19日開催の取締役会決議に基づく、優先株式の償還による減少であります。
- 新株予約権の行使による増加であります。
- 平成19年8月27日開催の取締役会決議に基づく、優先株式の償還による減少であります。
- 平成20年2月25日開催の取締役会決議に基づく、優先株式の償還による減少であります。
- 新株予約権の行使による増加であります。
- 平成21年9月11日開催の取締役会及び平成21年10月29日開催の臨時株主総会決議に基づく、第三者割当による新株式(第1種優先株式・劣後株式)の発行。

第三者割当による新株式(第1種優先株式)の発行

発行新株式数 1,000,000株(優先株式)

発行価額 1株当たり 1,000円

資本組入額 1株当たり 500円

割当先及び割当株式数 大和ハウス工業株式会社 1,000,000株

第三者割当による新株式(劣後株式)の発行

発行新株式数 20,000株(劣後株式)

発行価額 1株当たり 50,000円

資本組入額 1株当たり 25,000円

割当先及び割当株式数 Unison Capital Partners ,L.P. 4,603株

Unison Capital Partners (F),L.P. 6,004株

UC Stand-By Facility 1,L.P. 1,571株

UC Stand-By Facility 2,L.P. 4,597株

UC Stand-By Facility 3,L.P. 3,225株

8. 平成21年9月28日開催の取締役会及び平成21年10月29日開催の臨時株主総会並びに取締役会決議に基づく、第三者割当による新株式（第1種優先株式）の発行。

発行新株式数	30,500,000株（優先株式）	
発行価額	1株当たり 1,000円	
資本組入額	1株当たり 500円	
割当先及び割当株式数	株式会社三菱東京UFJ銀行	5,100,000株
	株式会社みずほコーポレート銀行	4,300,000株
	株式会社三井住友銀行	2,600,000株
	三菱UFJ信託銀行株式会社	2,400,000株
	三菱UFJリース株式会社	2,400,000株
	住友信託銀行株式会社	2,300,000株
	中央三井信託銀行株式会社	2,100,000株
	株式会社あおぞら銀行	2,100,000株
	株式会社横浜銀行	1,900,000株
	みずほ信託銀行株式会社	1,600,000株
	株式会社りそな銀行	1,400,000株
	株式会社関西アーバン銀行	1,300,000株
	信金中央金庫	1,000,000株

9. 普通株式10株を1株に併合し、第1回A種優先株式20株を1株に併合しております。
10. 自己株式（普通株式 4,762,957株）を消却しております。
11. 会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えております。
12. 第1回A種優先株式の全部を取得するのと引換えに普通株式を交付し、第1回A種優先株式を消却しております。
13. 資本剰余金を原資とする配当に伴う資本準備金の積立であります。
14. 取得請求権の行使に伴い、劣後株式を取得するのと引き換えに普通株式を交付したことによる増加であります。
15. 自己株式（劣後株式 5,528株）を消却しております。
16. 平成23年4月1日から平成23年5月31日までの間に、取得請求権の行使に伴い、劣後株式を取得するのと引き換えに普通株式を交付したことにより、発行済株式総数は270,534株増加しております。

(6)【所有者別状況】
普通株式

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		14	30	171	19	10	6,923	7,167	
所有株式数(単元)		10,218	2,994	17,393	3,439	53	57,109	91,206	31,688
所有株式数の割合(%)		11.20	3.28	19.07	3.77	0.06	62.62	100.00	

(注)1. 自己株式1,303株については、「個人その他」に13単元、「単元未満株式の状況」に3株含めて記載していません。

2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が15単元含まれております。

第1種優先株式

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		12		2				14	
所有株式数(単元)		281,000		34,000				315,000	
所有株式数の割合(%)		89.21		10.79				100.00	

劣後株式

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				144				144	72
所有株式数の割合(%)				100.00				100.00	

(7)【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	5,271	12.96
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	4,508	11.09
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	2,747	6.76
三菱UFJリース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	2,462	6.05
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,400	5.90
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	2,300	5.66
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	2,100	5.16
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区九段南一丁目3番1号	2,100	5.16
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	1,952	4.80
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	1,600	3.93
計		27,442	67.48

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い株主は、以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決 権数(個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,085	2.29
株式会社長府製作所	山口県下関市長府扇町2番1号	1,850	2.03
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,712	1.88
酒井 利忠	千葉県船橋市	1,630	1.79
東電広告株式会社	東京都渋谷区神泉町22番2号	1,555	1.71
東電不動産株式会社	東京都中央区京橋一丁目6番1号	1,555	1.71
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	1,478	1.62
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目4番6号	1,390	1.52
山路 孟	大阪府東大阪市	1,322	1.45
バンク オブ ニューヨーク ジー シーエム クライアント アカウ ント ジエイピーアールデイ アイ エスジー エフイー・エイシー(常 任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行)	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,152	1.26
計		15,729	17.25

(8)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 31,500,000		(注)1
	劣後株式 14,400		(注)1
議決権制限株式 (自己株式等)			
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,300		(注)1
完全議決権株式 (その他)	普通株式 9,119,300	91,193	(注)1,2
単元未満株式	普通株式 31,688		(注)1
	劣後株式 72		(注)1
発行済株式総数	40,666,760		
総株主の議決権		91,193	

- (注)1. 第1種優先株式、劣後株式及び普通株式の内容は、「1(1) 発行済株式」の「内容」に記載しております。
2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,500株(議決権15個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社コスモスイニシア	東京都千代田区内幸町一丁目3番2号	1,300		1,300	0.00
計		1,300		1,300	0.00

(9)【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数 (注)	当社の取締役 7名 当社の監査役 1名 当社の従業員 537名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込に関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 平成17年7月25日開催の取締役会決議における付与対象者の区分及び人数を記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第1号に該当する種類株式の取得及び会社法第155条第7号及び第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

区分	株式数 (株)		価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	普通株式	684	190,671
	劣後株式	5,528	
当期間における取得自己株式	普通株式	95	18,082
	劣後株式	1,147	

(注)1. 「当期間における取得自己株式」欄には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りにより取得した普通株式及び取得請求権の行使に伴い普通株式を交付するのと引き換えに取得した劣後株式は含まれておりません。

2. 劣後株式5,528株を取得するのと引換えに普通株式1,174,063株を交付しております。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
劣後株式	5,528			
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数				
普通株式	1,303		1,398	
劣後株式			1,147	

(注) 「当期間における保有自己株式」欄には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りにより取得した普通株式及び取得請求権の行使に伴い普通株式を交付するのと引き換えに取得した劣後株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、企業価値の向上と株主各位に対する利益還元を経営上の最重要課題としておりますが、当事業年度における普通株式の配当につきましては、当事業年度の業績を踏まえ無配とさせていただきます。

今後の配当政策につきましては、事業再生を図るとともに、早期の復配を目指してまいります。

また、毎事業年度における配当につきましては、期末配当金として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第38期 平成19年3月	第39期 平成20年3月	第40期 平成21年3月	第41期 平成22年3月	第42期 平成23年3月
最高 (円)	1,048	860	384	125 590	452
最低 (円)	527	221	17	27 337	120

(注)1. 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所JASDAQにおけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。それ以前は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

2. 平成21年11月6日付で、普通株式10株を1株に併合しております。なお、印は、株式併合後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高 (円)	298	231	285	295	266	244
最低 (円)	203	196	221	242	231	120

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		高木 嘉幸	昭和35年6月21日生	昭和58年4月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルート）入社 昭和61年1月 当社入社 平成7年6月 KBRV Resort Operations Pty. Ltd.取締役（現任） 平成8年5月 Kingfisher Bay Resort Village Pty Ltd 取締役（現任） 平成13年4月 Cosmos Australia Pty. Ltd.取締役社長（現任） CA Asset Management Pty Ltd取締役社長（現任） 平成17年6月 CA Finance Pty Ltd取締役社長（現任） 平成20年6月 取締役 平成21年10月 代表取締役社長（現任） 株式会社コスモモア取締役（現任）	(注)4	普通株式 3,554
取締役		桑原 伸一郎	昭和34年4月25日生	昭和59年4月 株式会社リクルート入社 昭和61年1月 当社入社 平成20年6月 取締役 平成22年7月 取締役<総務・人事・仲介事業・西日本支社担当>（現任）	(注)4	普通株式 6,031
取締役		杉谷 景	昭和31年3月11日生	昭和53年4月 佐藤工業株式会社入社 昭和59年2月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルート）入社 昭和60年5月 当社入社 平成20年6月 取締役 平成22年7月 取締役<建築・賃貸事業担当>（現任）	(注)4	普通株式 600
取締役		枝廣 寿雄	昭和38年1月26日生	昭和60年4月 株式会社リクルート入社 昭和61年1月 当社入社 平成22年6月 取締役<経理・財務担当>（現任）	(注)4	普通株式 3,800
取締役		幸田 昌則	昭和18年2月3日生	昭和41年3月 ロイヤル株式会社（現ロイヤルホールディングス株式会社）入社 昭和46年3月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルート）入社 平成元年4月 株式会社ネットワークハチジュウハチ代表取締役（現任） 平成21年10月 当社取締役（現任）	(注)4	
取締役		小林 三郎	昭和20年12月7日生	昭和46年11月 株式会社本田技術研究所入社 平成12年4月 本田技研工業株式会社 経営企画部長兼経営企画室長 平成12年4月 早稲田大学大学院非常勤講師（現任） 平成17年4月 株式会社本田技術研究所 主席研究員 平成21年10月 当社取締役（現任） 平成22年4月 中央大学大学院客員教授（現任） 一橋大学大学院非常勤講師（現任）	(注)4	
常勤監査役		廣田 幹雄	昭和25年5月6日生	昭和50年4月 株式会社住宅新報社入社 昭和55年10月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルート）入社 昭和62年4月 当社入社 平成4年7月 広報室長兼法務部長 平成8年6月 取締役広報室長兼法務部長 平成16年6月 常勤監査役（現任）	(注)5	普通株式 500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		久賀 光興	昭和19年12月29日生	昭和45年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 昭和51年4月 監査法人西方会計士事務所入所 昭和57年12月 税理士久賀光興事務所開設 昭和61年4月 海南監査法人代表社員 平成9年7月 公認会計士久賀光興事務所開設（現任） 平成15年6月 当社監査役（現任）	(注)6	普通株式 370
監査役		坂東 規子	昭和24年3月31日生	昭和48年4月 長野法律事務所入所 平成7年4月 あたご法律事務所開設（現任） 平成23年6月 当社監査役（現任）	(注)6	普通株式 246
計						普通株式 15,101

- (注)1. 取締役幸田昌則、同小林三郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役久賀光興、同坂東規子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役幸田昌則、同小林三郎、社外監査役久賀光興、同坂東規子を株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 平成23年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
5. 平成20年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 平成23年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業として社会的責任（CSR）を果たし、株主やお客様、お取引先、従業員など様々なステークホルダーから信頼され、評価されることが、事業競争力並びに企業価値の向上に不可欠であると認識しております。

このような認識のもと、経営上の重要な課題の一つであるコーポレート・ガバナンスの充実とともに経営の健全性・透明性の確保に努め、的確な経営の意思決定とそれに基づく迅速な業務執行、並びに適正な監督、監視、牽制機能を充実するための内部統制システムの整備・強化に努めております。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

会社の機関の基本説明

[取締役会]

取締役会は、取締役6名（内、社外取締役2名）で構成されており、経営の基本方針及び法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、並びに取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、原則として月1回開催しております。

[監査役会]

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名（内、社外監査役2名）で構成されており、取締役会などの重要な会議に出席するほか、毎月の定例監査役会並びに必要なに応じて臨時監査役会を開催し、監査に関する重要事項につき協議を行い、職務執行の適法性、妥当性に関するチェックを行うとともに、会計監査人との連携を図り、適宜弁護士からアドバイスを受けております。

また、各関係会社の監査役会との間で、グループ監査役連絡会を設置し、連携強化に努めております。

[常勤取締役会議等]

取締役会における経営に関する重要事項の決定等を受け、業務執行に係る重要事項につきましては、多面的な検討を行うとともに迅速かつ確かな経営判断を事業活動に反映するために、常勤取締役・監査役等により構成される常勤取締役会議において検討・審議を行うこととしており、原則として週1回開催しております。

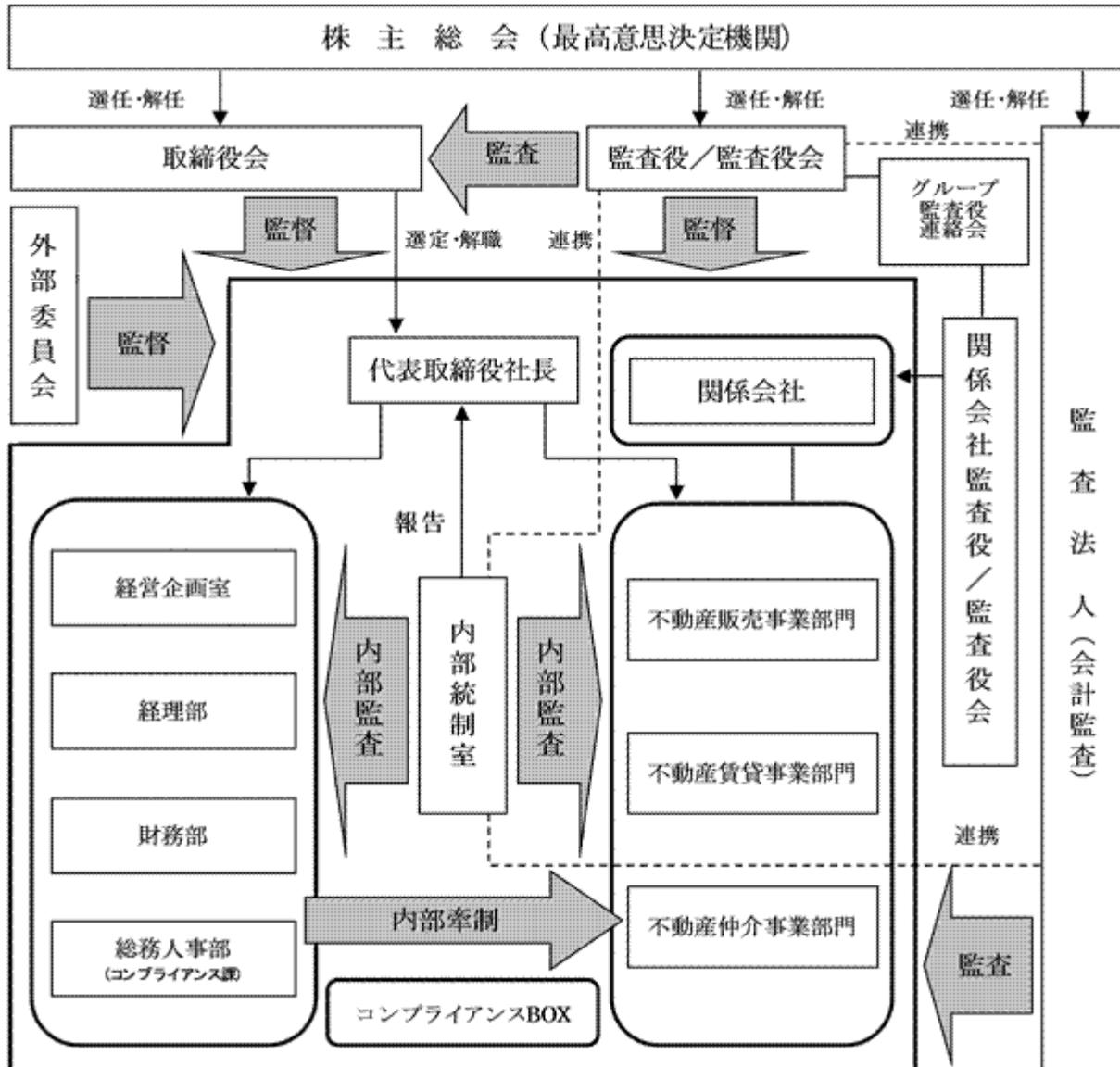
また、常勤取締役及び経営企画室、市場・商品戦略部等の部長以上を構成員とする事業方針検討会議において、事業環境の予測、マクロ市場動向の意見交換、エリア別の市場変化、各事業の戦略等を確認・共有するとともに、今後の事業計画、資金計画、人員計画の方針等について議論・検討しており、原則として6ヶ月に1回開催しております。

経営に関する重要事項、全社あるいは各部門の経営課題等について、効率的かつ効果的な業務運営を行うために、部長以上により構成される部長会議において議論・検討・共有しており、原則として月2回開催しております。

さらに、当社の主力事業である不動産販売事業においては、担当役員等により構成される事業用地仕入検討会議、建築プラン検討会議、販売戦略等を検討する販売戦略会議の各会議において、プロジェクト毎に詳細な検討・審議を行うこととしており、原則として週1回開催しております。

なお、当社は、本事業再生計画の確実な遂行が最重要と認識しており、計画の遂行状況に関して中立的な立場である弁護士及び公認会計士の外部専門家を構成委員とした外部委員会を設置いたしております。外部委員会に対しては、本事業再生計画の履行状況につき定期的に報告を行い、外部委員各位より適宜適切にご指導をいただきながら本事業再生計画の遂行状況の全般にわたり監督いただいております。

会社の機関・内部統制の関係図は、以下のとおりであります。 (平成23年6月29日現在)



取締役6名のうち社外取締役が2名、監査役3名のうち社外監査役が2名で構成されており、社外役員に期待される、より専門的な知識・経験や情報による助言機能及び客観的な立場による監督機能が十分期待できる体制となっております。またグループ各社との間でグループ監査役連絡会を設置しており、グループ経営の監視機能につきましても十分に機能する体制が整っていると考えております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムとして代表取締役社長直轄に内部統制室を設け、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続きの妥当性や業務実施の有効性、法律・法令の遵守状況等について内部監査を実施しており、業務の改善に向け具体的な助言・勧告等を行っております。

また当社は、経営企画室及び総務人事部(コンプライアンス課)などを中心として、業務に関するリスクを管理し、適宜内部統制室の助言・勧告等を助案し、内容の検討を行い、必要に応じて規程等の改訂・整備を進めるとともに、全従業員への徹底を図り、経営基盤の強化に努めております。

さらに、商品・サービスについては、お客様からの様々なご意見やご要望をフリーダイヤルやメールを通じてコスモホットライン（お客様相談窓口）に集約し、いただいたご要望等をもとに、解決に向けて速やかに関係部署との連携を図り、商品・サービスの品質向上とともに、お客様満足の向上を図るべく運用に努めております。

会社の内部統制の充実にに向けた取組みの最近1年間における実施状況

当社は、当社グループとしての「コスモスイニシアグループ行動憲章」を制定し、各部門へのコンプライアンス担当者並びにコンプライアンスBOX（コンプライアンス相談窓口）の設置を行い、コンプライアンスの強化・徹底を図っております。

また、内部統制室にて、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」の体制整備を含め、グループ全体における内部統制システムの構築、維持、強化に向け具体的な助言をし、経営の健全性、透明性、効率性の向上という観点から、内部統制及びコーポレート・ガバナンスの充実に引き続き努めてまいります。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は、代表取締役社長直轄の内部統制室（3名体制）を設置しており、内部監査計画を策定し、その計画に基づき、各部門並びに各関係会社における業務全般に関し、手続きの妥当性及び法律・法令の遵守状況等について内部監査を実施し、業務改善に向けた具体的な助言・勧告等を行い、内部統制の有効性の向上に努めております。

また、監査役は、内部統制室及び会計監査人から定期的に監査に関する報告を受けるとともに情報交換を行うなど、相互の連携強化に努めております。

なお、監査役久賀光興氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査については、新日本有限責任監査法人を選任し、監査及び四半期レビュー契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

当事業年度における当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

[業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数]

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名	継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員	坂田 純孝	新日本有限責任監査法人	
	水野 友裕		
	下田 琢磨		

（注）継続監査年数が7年以内の社員については、年数の記載を省略しております。

[監査業務に係る補助者の構成]

公認会計士15名・会計士補等8名

[責任限定契約の内容の概要]

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外監査役久賀光興氏及び社外監査役坂東規子氏は、当社の株式を所有しており、所有株式数については、「5. 役員状況」に記載のとおりであります。

その他の社外取締役及び社外監査役と当社の間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役幸田昌則氏は、不動産業の経営コンサルティング等を主とする法人の代表取締役を現任されており、幅広い経験と見識等を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。

社外取締役小林三郎氏は、本田技研工業株式会社において経営企画業務に関与されるなど豊富な経験を有し、中央大学大学院経営戦略研究科等において教鞭をとられるなど、当社の経営全般に対し有効かつ的確な助言をいただくと判断しております。

社外監査役久賀光興氏は、公認会計士及び税理士として会計の専門的知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査いただくと判断しております。

社外監査役坂東規子氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有し、法律的地から重要事項についての助言をいただけると判断しております。

なお、社外取締役及び社外監査役の他の会社との兼任状況については下記のとおりであります。

[他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係]

区分	氏名	会社名	兼職の内容	関係
社外取締役	幸田 昌則	株式会社ネットワークハチジウハチ	代表取締役社長	当社との特別な関係はありません。

[他の会社の社外役員の兼任状況]

社外監査役久賀光興氏は、大和ライフネクスト株式会社の社外監査役であります。

[責任限定契約の内容の概要]

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(2) リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理の強化を図ることが経営の重要課題と認識し、様々なリスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的に、リスク管理規程を定め、業務にかかわる全てのリスクを適切に管理・統制することにより、適正な事業運営を行い、経営の安定的成長及び経営資源の保全を図るなど、リスク管理体制の整備を進めております。

(3) 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬は下記のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役除く。)	44	44		5
監査役 (社外取締役除く。)	14	14		1
社外役員	17	17		5

- (注)1. 平成23年3月31日現在の員数は取締役 (社外取締役除く。) 4名、監査役 (社外監査役除く。) 1名、社外役員4名であります。上記の員数と相違しておりますのは、退任した取締役1名及び社外役員1名を含んでいるためであります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第37期定時株主総会において、年額5億円以内 (但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の報酬については、取締役の役位、当期の業績及び業績に対する各人の貢献度などを勘案して、株主総会にて決議された総額の範囲内にて決定いたしております。

(4) 取締役の定数

当社の取締役は、3名以上とする旨定款に定めております。

(5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、その選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(6) 自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策の実施を可能とすることを目的とするものであります。

(7) 社外監査役の責任免除の決定機関

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

(8) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(10) 第1種優先株式及び劣後株式について議決権を有しないこととしている理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(11) 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
4銘柄 373百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社明豊エンタープライズ	150,000	25	営業政策投資目的

当事業年度

特定投資株式

該当事項はありません。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	48		48	
連結子会社	8	3		3
計	56	3	48	3

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるCosmos Australia Pty. Ltd. は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Young Australiaに対して、監査証明業務に基づく報酬5百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるCosmos Australia Pty. Ltd. は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Young Australiaに対して、監査証明業務に基づく報酬6百万円を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数等を勘案したうえで、取締役会が監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)及び当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)の連結財務諸表並びに前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)及び当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応する体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,423	16,860
受取手形及び売掛金	1,729	3,759
販売用不動産	¹ 8,777	¹ 4,455
仕掛販売用不動産	¹ 48,354	¹ 26,460
その他のたな卸資産	261	294
繰延税金資産	22	7
その他	¹ 3,592	¹ 6,043
貸倒引当金	8	21
流動資産合計	89,153	57,860
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	473	297
減価償却累計額	244	245
建物及び構築物（純額）	228	52
その他	1,105	911
減価償却累計額	844	534
その他（純額）	261	377
有形固定資産合計	489	429
無形固定資産		
投資その他の資産	321	235
長期貸付金	8,846	8,952
繰延税金資産	10	10
差入保証金	5,836	5,811
その他	³ 1,235	³ 636
貸倒引当金	159	66
投資その他の資産合計	15,769	15,345
固定資産合計	16,581	16,010
資産合計	105,734	73,870

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,651	6,715
短期借入金	-	710
1年内返済予定の長期借入金	15,463	13,231
未払金	-	4,216
未払法人税等	59	18
預り金	642	5,419
賞与引当金	194	130
その他	7,283	3,895
流動負債合計	39,295	34,337
固定負債		
長期借入金	43,158	16,474
事業再生損失引当金	6,001	5,974
その他	3,266	3,098
固定負債合計	52,427	25,547
負債合計	91,722	59,884
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金	44,874	6,630
利益剰余金	34,204	3,980
自己株式	0	0
株主資本合計	15,670	15,611
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9	0
為替換算調整勘定	1,667	1,626
その他の包括利益累計額合計	1,658	1,625
少数株主持分	0	-
純資産合計	14,011	13,985
負債純資産合計	105,734	73,870

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
売上高	169,995	101,414
売上原価	2 153,389	2 85,553
売上総利益	16,605	15,861
販売費及び一般管理費	1 21,403	1 14,451
営業利益又は営業損失()	4,797	1,410
営業外収益		
受取利息	6	2
設備賃貸料	201	72
その他	136	81
営業外収益合計	344	157
営業外費用		
支払利息	2,514	778
その他	614	87
営業外費用合計	3,129	866
経常利益又は経常損失()	7,581	701
特別利益		
投資有価証券売却益	-	16
関係会社株式売却益	7,427	-
債務免除益	37,000	-
その他	545	0
特別利益合計	44,973	16
特別損失		
固定資産除却損	156	33
投資有価証券評価損	276	-
減損損失	-	4 172
事業再生損失	3 11,899	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	238
その他	334	5
特別損失合計	12,666	449
税金等調整前当期純利益	24,724	269
法人税、住民税及び事業税	16	19
法人税等調整額	993	15
法人税等合計	977	35
少数株主損益調整前当期純利益	-	234
当期純利益	25,701	234

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	-	234
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	9
為替換算調整勘定	-	41
その他の包括利益合計	-	2 ₂ 32
包括利益	-	1 ₁ 266
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	266

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	11,964	5,000
当期変動額		
新株の発行	16,250	-
資本金から剰余金への振替	23,214	-
当期変動額合計	6,964	-
当期末残高	5,000	5,000
資本剰余金		
前期末残高	5,435	44,874
当期変動額		
新株の発行	16,250	-
資本金から剰余金への振替	23,214	-
剰余金の配当	-	292
資本剰余金から利益剰余金への振替	-	37,950
自己株式の消却	26	-
当期変動額合計	39,438	38,243
当期末残高	44,874	6,630
利益剰余金		
前期末残高	59,906	34,204
当期変動額		
当期純利益	25,701	234
資本剰余金から利益剰余金への振替	-	37,950
当期変動額合計	25,701	38,184
当期末残高	34,204	3,980
自己株式		
前期末残高	25	0
当期変動額		
自己株式の取得	0	0
自己株式の消却	26	-
当期変動額合計	25	0
当期末残高	0	0
株主資本合計		
前期末残高	42,531	15,670
当期変動額		
新株の発行	32,500	-
剰余金の配当	-	292
当期純利益	25,701	234
自己株式の取得	0	0
自己株式の消却	-	-
当期変動額合計	58,201	58
当期末残高	15,670	15,611

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	2	9
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11	9
当期変動額合計	11	9
当期末残高	9	0
為替換算調整勘定		
前期末残高	2,650	1,667
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	982	41
当期変動額合計	982	41
当期末残高	1,667	1,626
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	2,652	1,658
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	994	32
当期変動額合計	994	32
当期末残高	1,658	1,625
少数株主持分		
前期末残高	0	0
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	0
当期変動額合計	-	0
当期末残高	0	-
純資産合計		
前期末残高	45,183	14,011
当期変動額		
新株の発行	32,500	-
剰余金の配当	-	292
当期純利益	25,701	234
自己株式の取得	0	0
自己株式の消却	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	994	32
当期変動額合計	59,195	26
当期末残高	14,011	13,985

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	24,724	269
減価償却費	538	260
減損損失	-	172
事業再生損失	10,804	-
貸倒引当金の増減額（ は減少）	204	79
賞与引当金の増減額（ は減少）	45	64
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	238
事業再生損失引当金の増減額（ は減少）	3,775	87
債務免除益	37,000	-
投資有価証券売却損益（ は益）	17	16
投資有価証券評価損益（ は益）	276	-
関係会社株式売却損益（ は益）	2 7,427	-
受取利息及び受取配当金	26	16
支払利息	2,514	778
売上債権の増減額（ は増加）	2,191	2,023
たな卸資産の増減額（ は増加）	100,155	26,183
前渡金の増減額（ は増加）	3,406	-
仕入債務の増減額（ は減少）	38,327	8,935
預り金の増減額（ は減少）	-	4,776
その他	1,410	1,849
小計	56,377	19,606
利息及び配当金の受取額	37	16
利息の支払額	2,472	755
法人税等の支払額又は還付額（ は支払）	116	10
営業活動によるキャッシュ・フロー	54,058	18,856
投資活動によるキャッシュ・フロー		
担保預金の預入による支出	11,693	-
担保預金の払戻による収入	11,693	-
有形固定資産の取得による支出	158	177
有形固定資産の売却による収入	2,177	-
投資有価証券の取得による支出	0	-
投資有価証券の売却による収入	54	326
連結の範囲の変更を伴う関係会社株式の売却による収入	2 13,503	-
貸付けによる支出	14	56
貸付金の回収による収入	11	55
その他	240	62
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,332	85

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	22,335	710
長期借入れによる収入	2,500	1,859
長期借入金の返済による支出	45,271	30,776
株式の発行による収入	1,991	-
配当金の支払額	0	293
その他	119	5
財務活動によるキャッシュ・フロー	63,235	28,506
現金及び現金同等物に係る換算差額	26	1
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	6,181	9,563
現金及び現金同等物の期首残高	20,241	26,423
現金及び現金同等物の期末残高	1 26,423	1 16,860

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社の数 6社 主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。 なお、当連結会計年度において、コスモスライフは当社が保有する同社の全株式を売却したため連結の範囲から除外しております。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 (1)持分法適用会社 なし (2)持分法を適用していない関連会社(株式会社ラムザ都市開発)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 在外連結子会社の決算日は12月31日、CAM6特定目的会社の決算日は1月31日であり、いずれも連結財務諸表の作成にあたり、同日現在の財務諸表を使用しております。ただし連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。以上を除いた連結子会社の決算日は、いずれも連結決算日と一致しております。</p> <p>4. 会計処理基準に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 たな卸資産 主として個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法 賃貸用有形固定資産 定額法 上記以外の有形固定資産(リース資産を除く) 定率法</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社の数 5社 主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。 なお、CAM6特定目的会社は、資産の流動化に関する法律に基づく流動化計画に従った特定資産の譲り受け並びにその管理及び処分を目的に設立いたしました。当該資産の売却が完了し、平成22年12月17日に同社は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 (1)持分法適用会社 なし (2)同左</p> <p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 在外連結子会社の決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成にあたり、同日現在の財務諸表を使用しております。ただし連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。以上を除いた連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。</p> <p>4. 会計処理基準に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 たな卸資産 同左 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法 賃貸用有形固定資産 同左 上記以外の有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p>

<p>前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)</p>
<p>自社利用のソフトウェア 主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 上記以外の無形固定資産(リース資産を除く)定額法 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(3)重要な繰延資産の処理方法 株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(4)重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、実際支払い額を見積り当連結会計年度負担額を計上しております。 事業再生損失引当金 当社及び当社連結子会社の事業再生に係る損失に備えるため、追加負担見込額を計上しております。</p> <p>(5)重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準 (工事の進捗率の見積りは原価比例法) その他の工事 工事完成基準</p> <p>(6)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産負債及び費用収益は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p>	<p>自社利用のソフトウェア 同左</p> <p>上記以外の無形固定資産(リース資産を除く) 同左 リース資産 同左</p> <p>(3)重要な繰延資産の処理方法 同左</p> <p>(4)重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>事業再生損失引当金 同左</p> <p>(5)重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 同左</p> <p>その他の工事 同左</p> <p>(6)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>(7)</p> <p>(8)その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用として処理しております。</p> <p>連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p> <p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p> <p>6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>(7)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>(8)その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法 同左</p> <p>連結納税制度の適用 同左</p> <p>5.</p> <p>6.</p>

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>(工事契約に関する会計基準) 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。これにより損益に与える影響はありません。</p>	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益がそれぞれ64百万円減少し、税金等調整前当期純利益が303百万円減少しております。 また、当会計基準等の適用開始により、投資その他の資産の「差入保証金」が303百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)</p>
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「土地」(当連結会計年度末12百万円)は、総資産額の100分の1以下となったため、有形固定資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>前連結会計年度において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「差入保証金」は、総資産額の100分の5を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前連結会計年度末における「差入保証金」の金額は7,013百万円であります。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「受取配当金」(当連結会計年度20百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「シンジケートローン手数料」(当連結会計年度263百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「投資有価証券売却益」(当連結会計年度17百万円)及び「貸倒引当金戻入額」(当連結会計年度40百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社株式売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前連結会計年度における「関係会社株式売却益」は46百万円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「預り金の増減額」(当連結会計年度 1,327百万円)及び「不動産特定共同事業預り金の増減額」(当連結会計年度 1,000百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>前連結会計年度において流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」は、負債及び純資産の合計額の100分の5を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前連結会計年度末における「未払金」の金額は3,893百万円であります。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前連結会計年度における「投資有価証券売却益」は17百万円であります。</p> <p>当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「前渡金の増減額」(当連結会計年度 966百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。</p> <p>営業活動によるキャッシュ・フローの「預り金の増減額」は、前連結会計年度は「その他」に含めて表示しておりましたが、金額の重要性が増したため区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「その他」に含まれている「預り金の増減額」は 1,327百万円であります。</p> <p>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「有形固定資産の売却による収入」(当連結会計年度1百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。</p>

【追加情報】

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
	当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)																																																		
<p>1. 担保に供されている資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">販売用不動産</td> <td style="text-align: right;">7,743百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仕掛販売用不動産</td> <td style="text-align: right;">44,357百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">流動資産その他</td> <td style="text-align: right;">515百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right;">52,616百万円</td> </tr> </table> <p>2. 上記 1に対する担保付債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">9,106百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">41,290百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right;">50,396百万円</td> </tr> </table> <p>3. 関連会社に対する投資有価証券は9百万円でありませぬ。</p> <p>4. 偶発債務</p> <p style="padding-left: 20px;">顧客等の金融機関借入金等について、下記の債務保証を行っております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被保証者</th> <th style="text-align: center;">保証額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>顧客住宅ローン連帯保証債務</td> <td style="text-align: right;">3,155</td> </tr> <tr> <td>Kingfisher Bay Resort</td> <td style="text-align: right;">594</td> </tr> <tr> <td>Village Pty Ltd</td> <td style="text-align: right;">(7百万豪ドル)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">3,749</td> </tr> </tbody> </table>	販売用不動産	7,743百万円	仕掛販売用不動産	44,357百万円	流動資産その他	515百万円	計	52,616百万円	1年内返済予定の長期借入金	9,106百万円	長期借入金	41,290百万円	計	50,396百万円	被保証者	保証額 (百万円)	顧客住宅ローン連帯保証債務	3,155	Kingfisher Bay Resort	594	Village Pty Ltd	(7百万豪ドル)	計	3,749	<p>1. 担保に供されている資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">販売用不動産</td> <td style="text-align: right;">3,221百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仕掛販売用不動産</td> <td style="text-align: right;">15,034百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">流動資産その他</td> <td style="text-align: right;">72百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right;">18,329百万円</td> </tr> </table> <p>2. 上記 1に対する担保付債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">710百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">7,826百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">15,571百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right;">24,107百万円</td> </tr> </table> <p>3. 関連会社に対する投資有価証券は9百万円でありませぬ。</p> <p>4. 偶発債務</p> <p style="padding-left: 20px;">顧客等の金融機関借入金等について、下記の債務保証を行っております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被保証者</th> <th style="text-align: center;">保証額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>顧客住宅ローン連帯保証債務</td> <td style="text-align: right;">1,989</td> </tr> <tr> <td>Kingfisher Bay Resort</td> <td style="text-align: right;">504</td> </tr> <tr> <td>Village Pty Ltd</td> <td style="text-align: right;">(6百万豪ドル)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">2,493</td> </tr> </tbody> </table>	販売用不動産	3,221百万円	仕掛販売用不動産	15,034百万円	流動資産その他	72百万円	計	18,329百万円	短期借入金	710百万円	1年内返済予定の長期借入金	7,826百万円	長期借入金	15,571百万円	計	24,107百万円	被保証者	保証額 (百万円)	顧客住宅ローン連帯保証債務	1,989	Kingfisher Bay Resort	504	Village Pty Ltd	(6百万豪ドル)	計	2,493
販売用不動産	7,743百万円																																																		
仕掛販売用不動産	44,357百万円																																																		
流動資産その他	515百万円																																																		
計	52,616百万円																																																		
1年内返済予定の長期借入金	9,106百万円																																																		
長期借入金	41,290百万円																																																		
計	50,396百万円																																																		
被保証者	保証額 (百万円)																																																		
顧客住宅ローン連帯保証債務	3,155																																																		
Kingfisher Bay Resort	594																																																		
Village Pty Ltd	(7百万豪ドル)																																																		
計	3,749																																																		
販売用不動産	3,221百万円																																																		
仕掛販売用不動産	15,034百万円																																																		
流動資産その他	72百万円																																																		
計	18,329百万円																																																		
短期借入金	710百万円																																																		
1年内返済予定の長期借入金	7,826百万円																																																		
長期借入金	15,571百万円																																																		
計	24,107百万円																																																		
被保証者	保証額 (百万円)																																																		
顧客住宅ローン連帯保証債務	1,989																																																		
Kingfisher Bay Resort	504																																																		
Village Pty Ltd	(6百万豪ドル)																																																		
計	2,493																																																		

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																																				
<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">販売促進費</td> <td style="text-align: right;">6,285百万円</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">6,414百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">186百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">108百万円</td> </tr> </table> <p>2. 売上原価に含まれるたな卸資産評価損</p> <p style="text-align: right;">6,053百万円</p> <p>3. 事業再生損失</p> <p>事業再生損失の内訳は以下のとおりであります。 事業再生に伴う販売用不動産の簿価切下げ額 平成21年9月28日に全対象債権者により合意された 事業再生計画に基づき、より大幅な事業規模のダウ ンサイジングを実施することとなり、事業の中止、撤 退等を含めた抜本的な事業内容の見直しを行ったこ とによる販売用不動産の簿価切下げ額10,427百万円 を計上しております。</p> <p>減損損失 平成21年9月28日に全対象債権者により合意された 事業再生計画に基づき、売却する方針である固定資 産について、平成21年9月に不動産売買契約を締結 し、当該固定資産の帳簿価額を契約金額まで減額し、 当該減少額を減損損失として計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">主な用途</th> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 55%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売却予定 資産</td> <td>建物、土地、その 他</td> <td>東京都 品川区他</td> <td style="text-align: center;">377</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他 平成21年9月28日に全対象債権者により合意された事 業再生計画に基づき、より大幅な事業規模のダウンサ イジングを実施することとなり、早期退職者数が当初 事業再生計画よりさらに増加したことによる早期退 職費用の増加額等を含めた合計1,094百万円を追加重 担額として計上しております。</p> <p>4.</p>	販売促進費	6,285百万円	人件費	6,414百万円	賞与引当金繰入額	186百万円	退職給付費用	108百万円	主な用途	種類	場所	減損損失 (百万円)	売却予定 資産	建物、土地、その 他	東京都 品川区他	377	<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">販売促進費</td> <td style="text-align: right;">4,369百万円</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">3,895百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">49百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">51百万円</td> </tr> </table> <p>2. 売上原価に含まれるたな卸資産評価損</p> <p style="text-align: right;">3,833百万円</p> <p>3.</p> <p>4. 減損損失</p> <p>当社及び連結子会社1社は、平成24年3月期に本社を 移転する予定であることに伴い、移転後に利用見込 みのない固定資産について、帳簿価額を回収可能価 額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上し ております。なお、回収可能価額は使用価値により算 定しており、使用価値は移転までの減価償却費相当 額として算定しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">主な用途</th> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 55%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用資産</td> <td>建物及び構築 物、その他</td> <td>当社 (東京都 千代田区)</td> <td style="text-align: center;">161</td> </tr> <tr> <td>事業用資産</td> <td>建物及び構築 物、その他</td> <td>連結子会社 (東京都 千代田区)</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> </tbody> </table>	販売促進費	4,369百万円	人件費	3,895百万円	賞与引当金繰入額	49百万円	退職給付費用	51百万円	主な用途	種類	場所	減損損失 (百万円)	事業用資産	建物及び構築 物、その他	当社 (東京都 千代田区)	161	事業用資産	建物及び構築 物、その他	連結子会社 (東京都 千代田区)	11
販売促進費	6,285百万円																																				
人件費	6,414百万円																																				
賞与引当金繰入額	186百万円																																				
退職給付費用	108百万円																																				
主な用途	種類	場所	減損損失 (百万円)																																		
売却予定 資産	建物、土地、その 他	東京都 品川区他	377																																		
販売促進費	4,369百万円																																				
人件費	3,895百万円																																				
賞与引当金繰入額	49百万円																																				
退職給付費用	51百万円																																				
主な用途	種類	場所	減損損失 (百万円)																																		
事業用資産	建物及び構築 物、その他	当社 (東京都 千代田区)	161																																		
事業用資産	建物及び構築 物、その他	連結子会社 (東京都 千代田区)	11																																		

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益	26,696百万円
計	26,696百万円

2. 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

その他有価証券評価差額金	11百万円
為替換算調整勘定	982百万円
計	994百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	119,782	762	112,567	7,978
第1回A種優先株式	6,500		6,500	
第1種優先株式		31,500		31,500
劣後株式		20		20
合計	126,282	32,282	119,067	39,498
自己株式				
普通株式	53	47,579	47,632	0
第1回A種優先株式		325	325	
合計	53	47,904	47,957	0

- (注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加762千株は、第1回A種優先株式の全部を取得すると引換えに普通株式を交付したことによる増加であります。
2. 普通株式の発行済株式総数の減少112,567千株は、株式併合による減少107,804千株、消却による減少4,762千株であります。
3. 第1回A種優先株式の発行済株式総数の減少6,500千株は、株式併合による減少6,175千株、消却による減少325千株であります。
4. 第1種優先株式の発行済株式総数の増加31,500千株は、第三者割当による増加であります。
5. 劣後株式の発行済株式総数の増加20千株は、第三者割当による増加であります。
6. 普通株式の自己株式の株式数の増加47,579千株は、単元未満株式の買取による増加5千株、ユニゾン・ファンダ(CI)からの無償譲受による増加47,574千株であります。
7. 普通株式の自己株式の株式数の減少47,632千株は、株式併合による減少42,869千株、消却による減少4,762千株であります。
8. 第1回A種優先株式の自己株式の株式数の増減は、普通株式との引換えに伴う取得による増加325千株、消却による減少325千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	普通株式	385		385		
	第2回新株予約権	普通株式	206		206		
	第3回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	398		358	39	
	第4回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	392		352	39	
	第5回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	389		350	38	
	第6回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	2,529		2,282	246	
合計			4,299		3,934	364	

- (注)1. 第1回新株予約権の減少385千株は、消却による減少であります。
2. 第2回新株予約権の減少206千株は、消却による減少であります。
3. 第3回新株予約権の減少358千株は、株式併合による減少であります。
4. 第4回新株予約権の減少352千株は、株式併合による減少であります。
5. 第5回新株予約権の減少350千株は、株式併合による減少であります。
6. 第6回新株予約権の減少2,282千株は、株式併合による減少2,233千株及び失効による減少49千株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	第1種優先株式	292	資本剰余金	9.30	平成22年3月31日	平成22年6月30日

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	7,978	1,174		9,152
第1種優先株式	31,500			31,500
劣後株式	20		5	14
合計	39,498	1,174	5	40,666
自己株式				
普通株式	0	0		1
劣後株式		5	5	
合計	0	6	5	1

- (注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,174千株は、劣後株式の一部を取得すると引換えに普通株式を交付したことによる増加であります。
2. 劣後株式の発行済株式総数の減少5千株は、消却による減少5千株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。
4. 劣後株式の自己株式の株式数の増減は、普通株式との引換えに伴う取得による増加5千株、消却による減少5千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第3回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	39		37	2	
	第4回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	39		37	2	
	第5回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	38		37	1	
	第6回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	246		19	227	
合計			364		130	233	

- (注)1. 第3回新株予約権の減少37千株は、失効による減少37千株であります。
2. 第4回新株予約権の減少37千株は、失効による減少37千株であります。
3. 第5回新株予約権の減少37千株は、失効による減少37千株であります。
4. 第6回新株予約権の減少19千株は、失効による減少19千株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	第1種優先株式	292	資本剰余金	9.30	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	第1種優先株式	645	資本剰余金	20.50	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																
<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">26,423百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物計</td> <td style="text-align: right;">26,423百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	26,423百万円	現金及び現金同等物計	26,423百万円	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">16,860百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物計</td> <td style="text-align: right;">16,860百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	16,860百万円	現金及び現金同等物計	16,860百万円								
現金及び預金勘定	26,423百万円																
現金及び現金同等物計	26,423百万円																
現金及び預金勘定	16,860百万円																
現金及び現金同等物計	16,860百万円																
<p>2. 当連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の売却によりコスモスライフが連結子会社でなくなったことに伴う連結除外時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の売却価額と売却による収入は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">6,034百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">10,011百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">4,318百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">3,154百万円</td> </tr> <tr> <td>株式売却益</td> <td style="text-align: right;">7,427百万円</td> </tr> <tr> <td>同社株式の売却価額</td> <td style="text-align: right;">16,000百万円</td> </tr> <tr> <td>同社の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">2,496百万円</td> </tr> <tr> <td>差引：同社売却による収入</td> <td style="text-align: right;">13,503百万円</td> </tr> </table>	流動資産	6,034百万円	固定資産	10,011百万円	流動負債	4,318百万円	固定負債	3,154百万円	株式売却益	7,427百万円	同社株式の売却価額	16,000百万円	同社の現金及び現金同等物	2,496百万円	差引：同社売却による収入	13,503百万円	<p>2.</p>
流動資産	6,034百万円																
固定資産	10,011百万円																
流動負債	4,318百万円																
固定負債	3,154百万円																
株式売却益	7,427百万円																
同社株式の売却価額	16,000百万円																
同社の現金及び現金同等物	2,496百万円																
差引：同社売却による収入	13,503百万円																
<p>3. 重要な非資金取引の内容</p> <p>債務の株式化による増加額及び減少額</p> <p>< 増加額 ></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">資本金</td> <td style="text-align: right;">15,250百万円</td> </tr> <tr> <td>資本剰余金</td> <td style="text-align: right;">15,250百万円</td> </tr> </table> <p>< 減少額 ></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">6,600百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">23,900百万円</td> </tr> </table>	資本金	15,250百万円	資本剰余金	15,250百万円	短期借入金	6,600百万円	長期借入金	23,900百万円	<p>3.</p>								
資本金	15,250百万円																
資本剰余金	15,250百万円																
短期借入金	6,600百万円																
長期借入金	23,900百万円																

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																																
<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース リース資産の内容 有形固定資産 主として、当社にて利用する通信設備(工具、器具及び備品)であります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4. 会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(有形固定資産)</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2)未経過リース料期末残高相当額 1年内 0百万円</p> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3)支払リース料、減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">39百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">39百万円</td> </tr> </table> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 借主側 未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">4,136百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">12,445百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,582百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	(有形固定資産)	4	3	0	その他				支払リース料	39百万円	減価償却費相当額	39百万円	1年内	4,136百万円	1年超	12,445百万円	合計	16,582百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース リース資産の内容 有形固定資産 同左</p> <p>リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 注記対象となるリース契約のリース期間が満了したため、該当事項はありません。</p> <p>(2)未経過リース料期末残高相当額 注記対象となるリース契約のリース期間が満了したため、該当事項はありません。</p> <p>(3)支払リース料、減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 借主側 未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">2,891百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">10,204百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,096百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	0百万円	減価償却費相当額	0百万円	1年内	2,891百万円	1年超	10,204百万円	合計	13,096百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																														
(有形固定資産)	4	3	0																														
その他																																	
支払リース料	39百万円																																
減価償却費相当額	39百万円																																
1年内	4,136百万円																																
1年超	12,445百万円																																
合計	16,582百万円																																
支払リース料	0百万円																																
減価償却費相当額	0百万円																																
1年内	2,891百万円																																
1年超	10,204百万円																																
合計	13,096百万円																																

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、流動性を重視し、短期的な預金等に限定しており、資金調達については主に銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引は、事業に係る資産及び負債に関する金利及び為替の変動等のリスクヘッジを目的とし、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当連結会計年度において、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

貸付金は、取引先企業等の信用リスクにさらされております。また、海外事業に関する長期貸付金については、為替の変動リスクにさらされております。

賃借物件において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に事業用地の取得資金及び建築費の支払いに係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権、貸付金及び差入保証金について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当該時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表に含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	26,423	26,423	
(2) 受取手形及び売掛金	1,729	1,729	
(3) 長期貸付金	8,846		
事業再生損失引当金	4,961		
	3,885	3,885	0
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	27	27	
資産計	32,065	32,065	0
(1) 支払手形及び買掛金	15,651	15,651	
(2) 1年内返済予定の長期借入金	15,463	15,463	
(3) 長期借入金	43,158	40,301	2,857
負債計	74,273	71,416	2,857

海外事業に関する長期貸付金については、当社グループは海外事業から撤退する方針であることから、事業撤退に係る損失に備えるための事業再生損失引当金を計上しているため、これを控除しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、海外事業に関する長期貸付金については、当社グループは海外事業から撤退する方針であることから、事業撤退に係る損失に備えるための事業再生損失引当金を計上しており、時価は連結決算日における貸借対照表価額から当該事業再生損失引当金の額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(負債)

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
差入保証金 1	5,836
非上場株式等 2	692

1. 賃借物件において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

2. 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

種類	1年以内 (百万円)	1年超2年以 内(百万円)	2年超3年以 内(百万円)	3年超4年以 内(百万円)	4年超5年以 内(百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	26,423					
受取手形及び売掛金	1,729					
長期貸付金	1					8,845
合計	28,153					8,845

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表の「借入金等明細表」をご参照ください。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、流動性を重視し、短期的な預金等に限定しており、資金調達については主に銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引は、事業に係る資産及び負債に関する金利及び為替の変動等のリスクヘッジを目的とし、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当連結会計年度において、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

貸付金は、取引先企業等の信用リスクにさらされております。また、海外事業に関する長期貸付金については、為替の変動リスクにさらされております。

賃借物件において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に事業用地の取得資金及び建築費の支払いに係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権、貸付金及び差入保証金について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当該時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表に含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	16,860	16,860	
(2) 受取手形及び売掛金	3,759	3,759	
(3) 長期貸付金	8,952		
事業再生損失引当金	5,842		
	3,109	3,005	104
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	1	1	
資産計	23,730	23,626	104
(1) 支払手形及び買掛金	6,715	6,715	
(2) 短期借入金	710	710	
(3) 1年内返済予定の長期借入金	13,231	13,231	
(4) 長期借入金	16,474	14,945	1,528
負債計	37,130	35,602	1,528

海外事業に関する長期貸付金については、当社グループは海外事業から撤退する方針であることから、事業撤退に係る損失に備えるための事業再生損失引当金を計上しているため、これを控除しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(負債)

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
差入保証金 1	5,811
非上場株式等 2	392

1. 賃借物件において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

2. 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

種類	1年以内 (百万円)	1年超2年以 内(百万円)	2年超3年以 内(百万円)	3年超4年以 内(百万円)	4年超5年以 内(百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	16,860					
受取手形及び売掛金	3,759					
長期貸付金						8,952
合計	20,619					8,952

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表の「借入金等明細表」をご参照ください。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成22年3月31日)

1. その他有価証券

種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	27	11	15
(2) 債券			
(3) その他			
小計	27	11	15
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式			
(2) 債券			
(3) その他			
小計			
合計	27	11	15

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額383百万円)及び優先出資証券(連結貸借対照表計上額300百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	54	17	

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について276百万円(その他有価証券の株式276百万円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%下落した場合には、回復の可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度（平成23年3月31日）

1. その他有価証券

種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	1	1	0
(2) 債券			
(3) その他			
小計	1	1	0
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式			
(2) 債券			
(3) その他			
小計			
合計	1	1	0

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額383百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	25	15	
(2) 債券			
(3) その他	300	0	
合計	326	16	

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%下落した場合には、回復の可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、連結子会社であったコスモスライフについては、退職金規定に基づく退職一時金制度を採用しておりましたが、前連結会計年度においてコスモスライフの全株式を譲渡し連結の範囲から除外しております。

2. 退職給付債務に関する事項

前連結会計年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）及び当連結会計年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
(1) 勤務費用	27	
(2) 利息費用	2	
(3) 期待運用収益		
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額		
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	13	
(6) 過去勤務債務の費用処理額		
(7) その他	165	66
(8) 退職給付費用 ((1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7))	208	66
(9) 確定拠出年金制度への移行に伴う損益		
計	208	66

(注) その他については、確定拠出年金への掛金拠出額及び退職金前払制度による従業員に対する前払退職金支給額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
(1) 割引率(%)	1.0	
(2) 期待運用収益率(%)		
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	
(4) 過去勤務債務の額の処理年数(年)		
(5) 数理計算上の差異の処理年数(年)	3	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数(年)	1	

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(注)1	当社の取締役 7名 当社の監査役 1名	当社の取締役 7名 当社の監査役 1名	当社の取締役 7名 当社の監査役 1名	当社の従業員 537名
ストック・オプションの数(注)2	普通株式 39,800株	普通株式 39,800株	普通株式 40,500株	普通株式 295,900株
付与日	平成17年7月25日	平成17年7月25日	平成17年7月25日	平成17年7月25日
権利確定条件	平成18年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役としての地位を喪失していないこと。 但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。	平成19年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役としての地位を喪失していないこと。 但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。	平成20年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役としての地位を喪失していないこと。 但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。	新株予約権者は、行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。 但し、定年退職、会社都合による退職、その他正当な理由があると取締役会が決定した場合はこの限りでない。 各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成17年7月26日 至平成27年6月28日	自平成17年7月26日 至平成27年6月28日	自平成17年7月26日 至平成27年6月28日	自平成19年7月1日 至平成27年6月28日

(注)1. 平成17年7月25日開催の取締役会決議における付与対象者の区分及び人数を記載しております。

2. スtock・オプションの数は株式数に換算しております。なお、平成21年11月6日付株式併合(10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	39,800	39,200	38,900	252,900
権利確定				
権利行使				
失効				6,700
未行使残	39,800	39,200	38,900	246,200

(注) 平成21年11月6日付株式併合(10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	3,326	3,326	3,326	3,326
行使時平均株価(円)				

- (注)1. 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、付与日における公正な評価単価については記載しておりません。
2. 平成21年10月30日付で第1種優先株式を発行したこと、及び平成21年11月6日付で普通株式10株を1株に併合したことに伴い、権利行使価格が調整されております。

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(注)1	当社の取締役 7名 当社の監査役 1名	当社の取締役 7名 当社の監査役 1名	当社の取締役 7名 当社の監査役 1名	当社の従業員 537名
ストック・オプションの数(注)2	普通株式 39,800株	普通株式 39,800株	普通株式 40,500株	普通株式 295,900株
付与日	平成17年7月25日	平成17年7月25日	平成17年7月25日	平成17年7月25日
権利確定条件	平成18年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役としての地位を喪失していないこと。 但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。	平成19年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役としての地位を喪失していないこと。 但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。	平成20年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役としての地位を喪失していないこと。 但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。	新株予約権者は、行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。 但し、定年退職、会社都合による退職、その他正当な理由があると取締役会が決定した場合はこの限りでない。 各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成17年7月26日 至平成27年6月28日	自平成17年7月26日 至平成27年6月28日	自平成17年7月26日 至平成27年6月28日	自平成19年7月1日 至平成27年6月28日

(注)1. 平成17年7月25日開催の取締役会決議における付与対象者の区分及び人数を記載しております。

2. スtock・オプションの数は株式数に換算しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	39,800	39,200	38,900	246,200
権利確定				
権利行使				
失効	37,100	37,100	37,300	19,100
未行使残	2,700	2,100	1,600	227,100

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	3,317.2	3,317.2	3,317.2	3,317.2
行使時平均株価(円)				

(注)1. 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、付与日における公正な評価単価については記載しておりません。

2. 平成22年5月1日に劣後株式の当初取得価額が決定したことに伴い、権利行使価格が調整されております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)																																																																																																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(繰延税金資産)</td> <td style="text-align: right;">(百万円)</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">39,961</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">65</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金否認額</td> <td style="text-align: right;">49</td> </tr> <tr> <td>販売用不動産評価損否認</td> <td style="text-align: right;">16,279</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">778</td> </tr> <tr> <td>事業再生損失否認</td> <td style="text-align: right;">89</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3,740</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">60,964</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">60,910</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">54</td> </tr> <tr> <td>(繰延税金負債)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>海外子会社前払費用</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">27</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">27</td> </tr> </table> <p>平成22年3月31日現在の繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(百万円)</td> </tr> <tr> <td>流動資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> <tr> <td>固定資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>固定負債 - その他</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">45.0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">4.0</td> </tr> </table>	(繰延税金資産)	(百万円)	税務上の繰越欠損金	39,961	貸倒引当金損金算入限度超過額	65	賞与引当金否認額	49	販売用不動産評価損否認	16,279	減損損失	778	事業再生損失否認	89	その他	3,740	繰延税金資産小計	60,964	評価性引当額	60,910	繰延税金資産合計	54	(繰延税金負債)		その他有価証券評価差額金	6	海外子会社前払費用	17	その他	3	繰延税金負債合計	27	繰延税金資産の純額	27		(百万円)	流動資産 - 繰延税金資産	22	固定資産 - 繰延税金資産	10	固定負債 - その他	6		(%)	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1	評価性引当額	45.0	その他	0.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.0	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(繰延税金資産)</td> <td style="text-align: right;">(百万円)</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">44,930</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">28</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金否認額</td> <td style="text-align: right;">24</td> </tr> <tr> <td>販売用不動産評価損否認</td> <td style="text-align: right;">11,663</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">842</td> </tr> <tr> <td>事業再生損失否認</td> <td style="text-align: right;">53</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3,294</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">60,838</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">60,800</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37</td> </tr> <tr> <td>(繰延税金負債)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>海外子会社前払費用</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">18</td> </tr> </table> <p>平成23年3月31日現在の繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(百万円)</td> </tr> <tr> <td>流動資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">7</td> </tr> <tr> <td>固定資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>固定負債 - その他</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">12.6</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">47.3</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">5.0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2.1</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">13.1</td> </tr> </table>	(繰延税金資産)	(百万円)	税務上の繰越欠損金	44,930	貸倒引当金損金算入限度超過額	28	賞与引当金否認額	24	販売用不動産評価損否認	11,663	減損損失	842	事業再生損失否認	53	その他	3,294	繰延税金資産小計	60,838	評価性引当額	60,800	繰延税金資産合計	37	(繰延税金負債)		その他有価証券評価差額金	0	海外子会社前払費用	15	その他	3	繰延税金負債合計	19	繰延税金資産の純額	18		(百万円)	流動資産 - 繰延税金資産	7	固定資産 - 繰延税金資産	10	固定負債 - その他	0		(%)	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	12.6	評価性引当額	47.3	住民税均等割	5.0	その他	2.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.1
(繰延税金資産)	(百万円)																																																																																																																				
税務上の繰越欠損金	39,961																																																																																																																				
貸倒引当金損金算入限度超過額	65																																																																																																																				
賞与引当金否認額	49																																																																																																																				
販売用不動産評価損否認	16,279																																																																																																																				
減損損失	778																																																																																																																				
事業再生損失否認	89																																																																																																																				
その他	3,740																																																																																																																				
繰延税金資産小計	60,964																																																																																																																				
評価性引当額	60,910																																																																																																																				
繰延税金資産合計	54																																																																																																																				
(繰延税金負債)																																																																																																																					
その他有価証券評価差額金	6																																																																																																																				
海外子会社前払費用	17																																																																																																																				
その他	3																																																																																																																				
繰延税金負債合計	27																																																																																																																				
繰延税金資産の純額	27																																																																																																																				
	(百万円)																																																																																																																				
流動資産 - 繰延税金資産	22																																																																																																																				
固定資産 - 繰延税金資産	10																																																																																																																				
固定負債 - その他	6																																																																																																																				
	(%)																																																																																																																				
法定実効税率	40.7																																																																																																																				
(調整)																																																																																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2																																																																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1																																																																																																																				
評価性引当額	45.0																																																																																																																				
その他	0.2																																																																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.0																																																																																																																				
(繰延税金資産)	(百万円)																																																																																																																				
税務上の繰越欠損金	44,930																																																																																																																				
貸倒引当金損金算入限度超過額	28																																																																																																																				
賞与引当金否認額	24																																																																																																																				
販売用不動産評価損否認	11,663																																																																																																																				
減損損失	842																																																																																																																				
事業再生損失否認	53																																																																																																																				
その他	3,294																																																																																																																				
繰延税金資産小計	60,838																																																																																																																				
評価性引当額	60,800																																																																																																																				
繰延税金資産合計	37																																																																																																																				
(繰延税金負債)																																																																																																																					
その他有価証券評価差額金	0																																																																																																																				
海外子会社前払費用	15																																																																																																																				
その他	3																																																																																																																				
繰延税金負債合計	19																																																																																																																				
繰延税金資産の純額	18																																																																																																																				
	(百万円)																																																																																																																				
流動資産 - 繰延税金資産	7																																																																																																																				
固定資産 - 繰延税金資産	10																																																																																																																				
固定負債 - その他	0																																																																																																																				
	(%)																																																																																																																				
法定実効税率	40.7																																																																																																																				
(調整)																																																																																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	12.6																																																																																																																				
評価性引当額	47.3																																																																																																																				
住民税均等割	5.0																																																																																																																				
その他	2.1																																																																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.1																																																																																																																				

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社及び国内連結子会社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

資産除去債務の金額の算定にあたっては、使用見込期間を入居から5年と見積っております。

なお、当連結会計年度の期首において敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は324百万円であります。また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外にありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

	不動産 販売事業 (百万円)	不動産 管理事業 (百万円)	不動産 賃貸事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業利益							
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	130,841	9,430	13,616	16,106	169,995		169,995
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高		462	145	1,749	2,358	(2,358)	
計	130,841	9,893	13,762	17,856	172,353	(2,358)	169,995
営業費用	136,602	9,099	13,762	17,836	177,300	(2,507)	174,792
営業利益 (又は営業損失)	(5,760)	793	0	19	(4,947)	149	(4,797)
資産、減価償却費、減損 損失及び資本的支出							
資産	68,177		4,336	8,218	80,732	25,001	105,734
減価償却費	160	114	27	156	458	74	533
減損損失	223		21	35	280	96	377
資本的支出	93	168	19	133	414	47	461

(注)1. 事業区分は売上集計区分によっております。

2. 各事業の主な内容

- 不動産販売事業.....マンション、戸建住宅及び土地・建物の販売
- 不動産管理事業.....マンション、オフィスビル、厚生施設などの管理運営
- 不動産賃貸事業.....マンション、オフィスビルなどの転貸(サブリース)
- その他事業.....不動産の仲介、工事、海外事業他

3. 当連結会計年度における資産のうち「消去又は全社」に含めた全社資産の金額は26,281百万円であり、その主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。
4. 不動産管理事業におきましては、当連結会計年度において、当社が保有する連結子会社であったコスモスライフの全株式を譲渡したことに伴い、連結の範囲から除外しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社をはじめとする事業会社によって構成されており、各事業会社は、取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業展開を行っております。

したがって、当社グループは、各事業会社を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「不動産販売事業」「不動産賃貸事業」「不動産仲介事業」「その他事業」の4つを報告セグメントとしております。

「不動産販売事業」は、新築マンション及び戸建住宅分譲並びに新築マンションの販売代理等を行っております。「不動産賃貸事業」は、マンション及びオフィスビルなどの転貸（サブリース）等を行っております。「不動産仲介事業」は、買い替え等の中古物件需要に対応するマンションの仲介、事業用等の土地・建物の仲介等を行っております。「その他事業」は、子会社におけるオフィス改修工事、マンション販売におけるモデルルームの設営、オーストラリアにおいてホテル・リゾート運営等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				合計
	不動産 販売事業	不動産 賃貸事業	不動産 仲介事業	その他 事業	
売上高					
外部顧客への売上高	132,311	13,791	796	23,094	169,995
セグメント間の内部売上高又は振替高		145		2,208	2,354
計	132,311	13,937	796	25,303	172,349
セグメント利益（又はセグメント損失）	(3,744)	247	(131)	1,372	(2,255)
セグメント資産	60,920	4,297	94	12,971	78,284
その他の項目					
減価償却費	185	26	15	250	479
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	122	18	17	279	438

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				合計
	不動産 販売事業	不動産 賃貸事業	不動産 仲介事業	その他 事業	
売上高					
外部顧客への売上高	78,771	13,345	765	8,533	101,414
セグメント間の内部売上高又は振替高		114		1,025	1,140
計	78,771	13,459	765	9,558	102,554
セグメント利益	3,085	244	73	149	3,552
セグメント資産	39,303	3,772	109	13,711	56,896
その他の項目					
減価償却費	50	5	31	96	184
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	110	62	19	57	249

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	172,349	102,554
セグメント間取引消去	(2,354)	(1,140)
連結財務諸表の売上高	169,995	101,414

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	(2,255)	3,552
セグメント間取引消去	156	1
全社費用（注）	(2,698)	(2,143)
連結財務諸表の営業利益（又は営業損失）	(4,797)	1,410

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社での一般管理費であります。

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	78,284	56,896
セグメント間取引消去	(276)	(460)
全社資産（注）	27,727	17,434
連結財務諸表の資産合計	105,734	73,870

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社での余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。

（単位：百万円）

その他の項目	報告セグメント		調整額（注）		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	479	184	54	73	533	257
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	438	249	23	69	461	318

（注）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社での本社等に係る設備投資額であります。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に同様の情報を記載しているため、製品及びサービスごとの情報の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高の金額は、連結損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	オーストラリア	合計
291	138	429

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産 販売事業	不動産 賃貸事業	不動産 仲介事業	その他事業	全社・消去	合計
減損損失				11	161	172

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

・連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の (被所有)所 有割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要 株主	ユニゾン・キャピタル・パートナーズ (F),L.P.	英領西インド諸島 ケイマン諸島	-	投資業	-	-	自己株式の 無償譲受 (注)2	-	-	-
	ユニゾン・キャピタル・パートナーズ ,L.P.	英領西インド諸島 ケイマン諸島	-	投資業	-	-	自己株式の 無償譲受 (注)2	-	-	-

(注)1. 上記各社は、当社の議決権を有しておりません。

2. 平成21年9月11日締結の「合意書」に基づき協議の上、決定しております。本取引に伴い、ユニゾン・キャピタル・パートナーズ (F),L.P.及びユニゾン・キャピタル・パートナーズ ,L.P.は、当社の主要株主ではなくなりました。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 2,354.25円	1株当たり純資産額 2,063.58円
1株当たり当期純利益金額 2,480.23円	1株当たり当期純損失金額() 49.01円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 752.37円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
<p>当社は、平成21年11月6日付で普通株式10株につき1株、第1回A種優先株式20株につき1株の株式併合を行っております。</p> <p>なお、当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p>	
1株当たり純資産額 4,360.17円	
1株当たり当期純損失金額() 7,400.14円	

(注)1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	14,011	13,985
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	32,793	32,869
(うち優先株式等)	(32,500)	(32,223)
(うち優先配当額)	(292)	(645)
(うち少数株主持分)	(0)	()
普通株式に係る純資産額 (百万円)	18,781	18,883
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	7,977	9,150

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額		
当期純利益(百万円)	25,701	234
普通株主に帰属しない金額(百万円)	292	645
(うち優先配当額)	(292)	(645)
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失() (百万円)	25,408	411
普通株式に係る期中平均株式数(千株)	10,244	8,393
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整金額(百万円)	292	
(うち優先配当額)	(292)	()
普通株式増加数(千株)	23,916	
(うち第1回A種優先株式)	(1,157)	()
(うち第1種優先株式)	(22,120)	()
(うち劣後株式)	(638)	()
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 第1回新株予約権 第2回新株予約権 第3回新株予約権 第4回新株予約権 第5回新株予約権 第6回新株予約権	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金		710	2.58	
1年以内に返済予定の長期借入金	15,463	13,231	1.89	
1年以内に返済予定のリース債務	6	42		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	43,158	16,474	1.80	平成24年～平成28年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	13	50		平成24年～平成25年
合計	58,643	30,508		

(注)1. 平均利率は期末の利率に基づいて算定しております。

- リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
- 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金(百万円)	14,884	432	450	706
リース債務(百万円)	42	8		

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年1月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	20,897	16,853	21,366	42,296
税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額()(百万円)	239	1,608	1,480	637
四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	248	1,614	1,472	625
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	51.30	221.43	153.27	51.51

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,109	15,577
売掛金	197	1,656
販売用不動産	1 8,793	1 4,468
仕掛販売用不動産	1 48,415	1 26,513
前渡金	1 1,440	1 2,417
前払費用	399	374
差入保証金	317	1,203
立替金	-	937
その他	1,044	763
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	85,717	53,912
固定資産		
有形固定資産		
建物	458	282
減価償却累計額	241	242
建物(純額)	216	40
工具、器具及び備品	323	370
減価償却累計額	230	249
工具、器具及び備品(純額)	92	121
リース資産	-	112
減価償却累計額	-	2
リース資産(純額)	-	110
有形固定資産合計	309	272
無形固定資産		
商標権	16	11
ソフトウェア	174	105
その他	38	38
無形固定資産合計	229	155
投資その他の資産		
投資有価証券	699	373
関係会社株式	3,446	3,446
その他の関係会社有価証券	2,550	-
長期前払費用	22	18
差入保証金	5,819	5,794
その他	262	145
貸倒引当金	156	63
投資その他の資産合計	12,644	9,714
固定資産合計	13,183	10,142
資産合計	98,900	64,055

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	15,064	5,722
短期借入金	-	710
1年内返済予定の長期借入金	7,663	13,231
1年内返済予定の関係会社長期借入金	9,907	-
リース債務	-	28
未払金	3,847	4,049
未払費用	144	101
未払法人税等	58	12
未払消費税等	1,169	-
前受金	1,854	3,160
預り金	518	5,292
賞与引当金	54	38
その他	138	374
流動負債合計	40,423	32,719
固定負債		
長期借入金	43,158	16,474
長期預り保証金	3,221	3,024
リース債務	-	32
繰延税金負債	6	-
事業再生損失引当金	219	132
固定負債合計	46,605	19,663
負債合計	87,029	52,382
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金		
資本準備金	-	29
その他資本剰余金	44,812	6,539
資本剰余金合計	44,812	6,568
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	37,950	104
利益剰余金合計	37,950	104
自己株式	0	0
株主資本合計	11,861	11,672
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9	-
評価・換算差額等合計	9	-
純資産合計	11,871	11,672
負債純資産合計	98,900	64,055

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
売上高		
不動産売上高	130,752	77,821
不動産仲介収入	1,789	1,161
不動産賃貸収入	13,309	13,271
その他の売上高	1 659	1 735
売上高合計	146,511	92,988
売上原価		
不動産売上原価	3 123,547	3 67,731
不動産賃貸費用	12,550	12,598
その他の原価	91	164
売上原価合計	136,189	80,493
売上総利益	10,321	12,495
販売費及び一般管理費		
販売手数料	567	670
販売促進費	6,851	4,261
人件費	4,230	2,325
賞与引当金繰入額	46	32
退職給付費用	86	39
支払手数料	1,062	785
事務用消耗品費	208	138
租税公課	1,137	732
減価償却費	243	206
賃借料	1,207	1,129
その他	1,666	983
販売費及び一般管理費合計	17,307	11,304
営業利益又は営業損失()	6,986	1,190
営業外収益		
受取利息	5	2
受取配当金	2 39	-
設備賃貸料	214	72
その他	118	67
営業外収益合計	378	142
営業外費用		
支払利息	2,494	738
その他	572	87
営業外費用合計	3,066	826
経常利益又は経常損失()	9,674	506
特別利益		
投資有価証券売却益	-	16
関係会社株式売却益	14,036	-
債務免除益	2 41,000	-
その他	493	0
特別利益合計	55,529	16

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
特別損失		
固定資産除却損	142	33
投資有価証券評価損	276	-
減損損失	-	5 174
事業再生損失	4 11,751	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	225
その他	334	5
特別損失合計	12,504	438
税引前当期純利益	33,350	84
法人税、住民税及び事業税	18	19
法人税等合計	18	19
当期純利益	33,332	104

【売上原価明細書】

a. 不動産売上原価明細書

区分	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
土地代	55,385	44.9	33,107	48.9
工事代	64,164	51.9	33,086	48.8
労務費	2,099	1.7	1,013	1.5
経費	1,485	1.2	396	0.6
リニュアル販売用不動産	412	0.3	127	0.2
計	123,547	100.0	67,731	100.0

(注) 原価計算の方法は個別原価計算によっております。

b. 不動産賃貸費用明細書

区分	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
賃借料	10,883	86.7	11,060	87.8
保守修繕費	1,392	11.1	1,305	10.4
水道光熱費	192	1.5	172	1.4
減価償却費	10	0.1	1	0.0
その他	71	0.6	59	0.4
計	12,550	100.0	12,598	100.0

c. その他の原価明細書

区分	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
経費	91	100.0	164	100.0
計	91	100.0	164	100.0

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	11,964	5,000
当期変動額		
新株の発行	16,250	-
資本金から剰余金への振替	23,214	-
当期変動額合計	6,964	-
当期末残高	5,000	5,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	5,373	-
当期変動額		
新株の発行	16,250	-
準備金から剰余金への振替	21,623	-
資本準備金の積立	-	29
当期変動額合計	5,373	29
当期末残高	-	29
その他資本剰余金		
前期末残高	-	44,812
当期変動額		
資本金から剰余金への振替	23,214	-
準備金から剰余金への振替	21,623	-
資本準備金の積立	-	29
剰余金（その他資本剰余金）の配当	-	292
資本剰余金から利益剰余金への振替	-	37,950
自己株式の消却	26	-
当期変動額合計	44,812	38,272
当期末残高	44,812	6,539
資本剰余金合計		
前期末残高	5,373	44,812
当期変動額		
新株の発行	16,250	-
資本金から剰余金への振替	23,214	-
剰余金（その他資本剰余金）の配当	-	292
資本剰余金から利益剰余金への振替	-	37,950
自己株式の消却	26	-
当期変動額合計	39,438	38,243
当期末残高	44,812	6,568
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	71,282	37,950
当期変動額		
当期純利益	33,332	104
資本剰余金から利益剰余金への振替	-	37,950
当期変動額合計	33,332	38,054
当期末残高	37,950	104

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	71,282	37,950
当期変動額		
当期純利益	33,332	104
資本剰余金から利益剰余金への振替	-	37,950
当期変動額合計	33,332	38,054
当期末残高	37,950	104
自己株式		
前期末残高	25	0
当期変動額		
自己株式の取得	0	0
自己株式の消却	26	-
当期変動額合計	25	0
当期末残高	0	0
株主資本合計		
前期末残高	53,969	11,861
当期変動額		
新株の発行	32,500	-
剰余金（その他資本剰余金）の配当	-	292
当期純利益	33,332	104
自己株式の取得	0	0
自己株式の消却	-	-
当期変動額合計	65,831	188
当期末残高	11,861	11,672
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	2	9
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11	9
当期変動額合計	11	9
当期末残高	9	-
評価・換算差額等合計		
前期末残高	2	9
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11	9
当期変動額合計	11	9
当期末残高	9	-
純資産合計		
前期末残高	53,972	11,871
当期変動額		
新株の発行	32,500	-
剰余金（その他資本剰余金）の配当	-	292
当期純利益	33,332	104
自己株式の取得	0	0
自己株式の消却	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11	9
当期変動額合計	65,843	198
当期末残高	11,871	11,672

【重要な会計方針】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>2. たな卸資産の評価基準及び評価方法 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1)賃貸用有形固定資産 定額法</p> <p>(2)上記以外の有形固定資産(リース資産を除く) 定率法</p> <p>(3)自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>(4)上記以外の無形固定資産(リース資産を除く) 定額法</p> <p>(5)長期前払費用 期限内均等償却法</p> <p>(6)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>4. 繰延資産の処理方法 株式交付費は支出時に全額費用として処理してあります。</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してあります。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1)子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>2. たな卸資産の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1)賃貸用有形固定資産 同左</p> <p>(2)上記以外の有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3)自社利用のソフトウェア 同左</p> <p>(4)上記以外の無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(5)長期前払費用 同左</p> <p>(6)リース資産 同左</p> <p>4. 繰延資産の処理方法 同左</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p>

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>6. 引当金の計上基準</p> <p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、実際支払い額を見積り当期負担額を計上しております。</p> <p>(3)事業再生損失引当金 当社の事業再生に係る損失に備えるため、追加負担見込額を計上しております。</p> <p>7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1)消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用として処理しております。</p> <p>(2)連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>6. 引当金の計上基準</p> <p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p> <p>(3)事業再生損失引当金 同左</p> <p>7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1)消費税等の会計処理方法 同左</p> <p>(2)連結納税制度の適用 同左</p>

【会計処理の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益がそれぞれ61百万円減少し、税引前当期純利益が287百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始により、投資その他の資産の「差入保証金」が287百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>(貸借対照表) 前期まで区分掲記しておりました「未収入金」(当期末530百万円)及び「立替金」(当期末430百万円)は、総資産額の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(損益計算書) 前期まで区分掲記しておりました「投資有価証券売却益」(当期17百万円)及び「貸倒引当金戻入額」(当期2百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(貸借対照表) 前期において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「立替金」は、総資産額の100分の1を超えたため区分掲記しております。 なお、前期末における「立替金」の金額は430百万円であります。</p> <p>(損益計算書) 前期まで区分掲記しておりました「受取配当金」(当期13百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																																
<p>1. 担保に供されている資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売用不動産</td> <td style="text-align: right;">7,743百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛販売用不動産</td> <td style="text-align: right;">38,319百万円</td> </tr> <tr> <td>前渡金</td> <td style="text-align: right;">515百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">46,577百万円</td> </tr> </table> <p>2. 上記 1に対する担保付債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,306百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">41,290百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">42,596百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記 1及び 2の他金融取引として会計処理いたしました当事業年度末の資産及び負債は、以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">仕掛販売用不動産</td> <td style="text-align: right;">6,038百万円</td> </tr> <tr> <td>1年内返済予定の関係会社 長期借入金</td> <td style="text-align: right;">9,907百万円</td> </tr> </table> <p>3. 関係会社に対する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内返済予定の関係会社 長期借入金</td> <td style="text-align: right;">9,907百万円</td> </tr> </table> <p>4. 偶発債務 顧客の金融機関借入金について、下記の債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">被保証者</th> <th style="width: 30%;">保証額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>顧客住宅ローン連帯保証債務</td> <td style="text-align: right;">3,155</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,155</td> </tr> </tbody> </table>	販売用不動産	7,743百万円	仕掛販売用不動産	38,319百万円	前渡金	515百万円	計	46,577百万円	1年内返済予定の長期借入金	1,306百万円	長期借入金	41,290百万円	計	42,596百万円	仕掛販売用不動産	6,038百万円	1年内返済予定の関係会社 長期借入金	9,907百万円	1年内返済予定の関係会社 長期借入金	9,907百万円	被保証者	保証額 (百万円)	顧客住宅ローン連帯保証債務	3,155	計	3,155	<p>1. 担保に供されている資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売用不動産</td> <td style="text-align: right;">3,221百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛販売用不動産</td> <td style="text-align: right;">15,034百万円</td> </tr> <tr> <td>前渡金</td> <td style="text-align: right;">72百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">18,329百万円</td> </tr> </table> <p>2. 上記 1に対する担保付債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">710百万円</td> </tr> <tr> <td>1年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">7,826百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">15,571百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">24,107百万円</td> </tr> </table> <p>3.</p> <p>4. 偶発債務 顧客の金融機関借入金について、下記の債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">被保証者</th> <th style="width: 30%;">保証額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>顧客住宅ローン連帯保証債務</td> <td style="text-align: right;">1,989</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,989</td> </tr> </tbody> </table>	販売用不動産	3,221百万円	仕掛販売用不動産	15,034百万円	前渡金	72百万円	計	18,329百万円	短期借入金	710百万円	1年内返済予定の長期借入金	7,826百万円	長期借入金	15,571百万円	計	24,107百万円	被保証者	保証額 (百万円)	顧客住宅ローン連帯保証債務	1,989	計	1,989
販売用不動産	7,743百万円																																																
仕掛販売用不動産	38,319百万円																																																
前渡金	515百万円																																																
計	46,577百万円																																																
1年内返済予定の長期借入金	1,306百万円																																																
長期借入金	41,290百万円																																																
計	42,596百万円																																																
仕掛販売用不動産	6,038百万円																																																
1年内返済予定の関係会社 長期借入金	9,907百万円																																																
1年内返済予定の関係会社 長期借入金	9,907百万円																																																
被保証者	保証額 (百万円)																																																
顧客住宅ローン連帯保証債務	3,155																																																
計	3,155																																																
販売用不動産	3,221百万円																																																
仕掛販売用不動産	15,034百万円																																																
前渡金	72百万円																																																
計	18,329百万円																																																
短期借入金	710百万円																																																
1年内返済予定の長期借入金	7,826百万円																																																
長期借入金	15,571百万円																																																
計	24,107百万円																																																
被保証者	保証額 (百万円)																																																
顧客住宅ローン連帯保証債務	1,989																																																
計	1,989																																																

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	
1. その他の売上高の内訳		1. その他の売上高の内訳	
たな卸資産の一時的賃貸等	141百万円	たな卸資産の一時的賃貸等	140百万円
業務受託料	159百万円	業務受託料	396百万円
事務手数料	69百万円	事務手数料	62百万円
その他	288百万円	その他	135百万円
計	659百万円	計	735百万円
2. 関係会社に係るもの		2.	
受取配当金	19百万円		
債務免除益	4,000百万円		
3. 売上原価に含まれるたな卸資産評価損	6,053百万円	3. 売上原価に含まれるたな卸資産評価損	3,833百万円
4. 事業再生損失		4.	
事業再生損失の内訳は以下のとおりであります。 事業再生に伴う販売用不動産の簿価切下げ額 平成21年9月28日に全対象債権者により合意された 事業再生計画に基づき、より大幅な事業規模のダウ ンサイジングを実施することとなり、事業の中止、撤 退等を含めた抜本的な事業内容の見直しを行ったこ とによる販売用不動産の簿価切下げ額10,427百万円 を計上しております。 減損損失 平成21年9月28日に全対象債権者により合意された 事業再生計画に基づき、売却する方針である固定資 産について、平成21年9月に不動産売買契約を締結 し、当該固定資産の帳簿価額を契約金額まで減額し、 当該減少額を減損損失として計上しております。			
主な用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
売却予定 資産	建物、土地、その 他	東京都 品川区他	377
その他			
平成21年9月28日に全対象債権者により合意された 事業再生計画に基づき、より大幅な事業規模のダウ ンサイジングを実施することとなり、早期退職者数 が当初事業再生計画よりさらに増加したことによる 早期退職費用の増加額等を含めた合計946百万円を 追加負担額として計上しております。			
5. 減損損失			
平成24年3月期に本社を移転する予定であることに伴 い、移転後に利用見込みのない固定資産について、帳 簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損 損失として計上しております。なお、回収可能価額は 使用価値により算定しており、使用価値は移転までの 減価償却費相当額として算定しております。			
主な用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	建物、工具、器具 及び備品	東京都 千代田区	174

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
自己株式				
普通株式	53	47,579	47,632	0
第1回A種優先株式		325	325	
合計	53	47,904	47,957	0

- (注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加47,579千株は、単元未満株式の買取による増加5千株、ユニゾン・ファンド(CI)からの無償譲受による増加47,574千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少47,632千株は、株式併合による減少42,869千株、消却による減少4,762千株であります。
3. 第1回A種優先株式の自己株式の株式数の増減は、普通株式との引換えに伴う取得による増加325千株、消却による減少325千株であります。

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
自己株式				
普通株式	0	0		1
劣後株式		5	5	
合計	0	6	5	1

- (注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加であります。
2. 劣後株式の自己株式の株式数の増減は、取得請求権の行使により取得したことによる増加5千株、消却による減少5千株であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																												
<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース</p> <p>リース資産の内容</p> <p>有形固定資産</p> <p>主として、全社で利用する通信設備(工具、器具及び備品)であります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法</p> <p>重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2)未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年内 0百万円</p> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3)支払リース料、減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> </table> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>借主側</p> <p>未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">4,136百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">12,445百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,582百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具、器具及び備品	4	3	0	支払リース料	2百万円	減価償却費相当額	2百万円	1年内	4,136百万円	1年超	12,445百万円	合計	16,582百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース</p> <p>リース資産の内容</p> <p>有形固定資産</p> <p>同左</p> <p>リース資産の減価償却の方法</p> <p>同左</p> <p>(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>注記対象となるリース契約のリース期間が満了したため、該当事項はありません。</p> <p>(2)未経過リース料期末残高相当額</p> <p>注記対象となるリース契約のリース期間が満了したため、該当事項はありません。</p> <p>(3)支払リース料、減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>借主側</p> <p>未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">2,891百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">10,204百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,096百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	0百万円	減価償却費相当額	0百万円	1年内	2,891百万円	1年超	10,204百万円	合計	13,096百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																										
工具、器具及び備品	4	3	0																										
支払リース料	2百万円																												
減価償却費相当額	2百万円																												
1年内	4,136百万円																												
1年超	12,445百万円																												
合計	16,582百万円																												
支払リース料	0百万円																												
減価償却費相当額	0百万円																												
1年内	2,891百万円																												
1年超	10,204百万円																												
合計	13,096百万円																												

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式3,437百万円、関連会社株式9百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式3,437百万円、関連会社株式9百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) (百万円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) (百万円)
税務上の繰越欠損金 39,949	税務上の繰越欠損金 44,927
貸倒引当金損金算入限度超過額 63	貸倒引当金損金算入限度超過額 25
賞与引当金否認額 22	賞与引当金否認額 15
販売用不動産評価損否認 16,279	販売用不動産評価損否認 11,663
減損損失 778	減損損失 838
事業再生損失否認 89	事業再生損失否認 53
その他 3,724	その他 3,271
繰延税金資産小計 60,906	繰延税金資産小計 60,796
評価性引当額 60,906	評価性引当額 60,796
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金 6	
繰延税金負債合計 6	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 (%)	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 (%)
法定実効税率 40.7	法定実効税率 40.7
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.1	交際費等永久に損金に算入されない項目 33.1
評価性引当額 40.8	連結納税制度適用に伴う影響額 37.9
住民税均等割 0.1	評価性引当額 73.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率 0.1	住民税均等割 14.5
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 23.4

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

資産除去債務の金額の算定にあたっては、使用見込期間を入居から5年と見積っております。

なお、当事業年度の期首時点において敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は307百万円であります。また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外にありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,622.58円	1株当たり純資産額	2,316.30円
1株当たり当期純利益金額	3,225.04円	1株当たり当期純損失金額()	64.51円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	975.73円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	
<p>当社は、平成21年11月6日付で普通株式10株につき1株、第1回A種優先株式20株につき1株の株式併合を行っております。</p> <p>なお、当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p>			
1株当たり純資産額	5,094.18円		
1株当たり当期純損失金額()	7,660.36円		

(注)1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	11,871	11,672
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	32,792	32,869
(うち優先株式等)	(32,500)	(32,223)
(うち優先配当額)	(292)	(645)
普通株式に係る純資産額(百万円)	20,921	21,196
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	7,977	9,150

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり 当期純損失金額		
当期純利益(百万円)	33,332	104
普通株主に帰属しない金額(百万円)	292	645
(うち優先配当額)	(292)	(645)
普通株式に係る当期純利益又は当期純損 失()(百万円)	33,039	541
普通株式に係る期中平均株式数(千株)	10,244	8,393
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整金額(百万円)	292	
(うち優先配当額)	(292)	()
普通株式増加数(千株)	23,916	
(うち第1回A種優先株式)	(1,157)	()
(うち第1種優先株式)	(22,120)	()
(うち劣後株式)	(638)	()
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益金額の算定に含 めなかった潜在株式の概要	新株予約権 第1回新株予約権 第2回新株予約権 第3回新株予約権 第4回新株予約権 第5回新株予約権 第6回新株予約権	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資 有価証券	その他 有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		大栄不動産株式会社	500,000	355
		不動産信用保証株式会社	1,500	15
		西日本住宅産業信用保証株式会社	300	3
		財形住宅金融株式会社	3	0
		計	501,803	373

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物				282	242	32	40
工具、器具及び備品				370	249	33	121
リース資産				112	2	2	110
計				765	493	68	272
無形固定資産							
商標権				32	20	3	11
ソフトウェア				546	440	92	105
その他				38			38
計				617	461	95	155
長期前払費用	34	5	11	27	9	3	18

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 (注)	156	1	57	36	63
賞与引当金	54	38	54		38
事業再生損失引当金	219		87		132

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権に対する洗替額0百万円及び回収可能性の見直しによる取崩額36百万円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

(イ) 現金及び預金

区分	金額 (百万円)
現金	14
預金	
当座預金	11,948
普通預金	3,613
別段預金	1
計	15,562
合計	15,577

(口) 売掛金

a. 相手先別内訳

内訳	金額 (百万円)
株式会社ヤオコー	163
株式会社長谷工コーポレーション	52
その他	1,440
計	1,656

(注) その他は全て不特定多数の一般顧客であり金額も僅少のため、個別の記載は省略しております。

b. 回収及び滞留状況

前期末残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留日数 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{\{(A) + (D)\}}{(B)} \div 2 \times 365$
197	94,745	93,285	1,656	98.3	3.6

(注) 上記売掛金の金額には消費税等が含まれております。

(ハ) 販売用不動産

内訳	金額 (百万円)
新築マンション	1,498
戸建住宅	778
その他	2,192
計	4,468

(注) 地域別明細は次のとおりであります。なお、下記の金額は土地・建物の合計であり、面積に建物は含まれておりません。

新築マンション

内訳	土地面積 (㎡)	金額 (百万円)
首都圏	363	571
近畿圏	606	927
計	969	1,498

戸建住宅

内訳	土地面積 (㎡)	金額 (百万円)
首都圏	4,642	778

その他

内訳	土地面積 (㎡)	金額 (百万円)
首都圏	467	2,192

(二)仕掛販売用不動産

内訳	金額 (百万円)
新築マンション	16,087
戸建住宅	1,597
その他	8,827
計	26,513

(注) 地域別明細は次のとおりであります。なお、下記の金額は土地・建物の合計であり、面積に建物は含まれておりません。

地域別内訳

内訳	土地面積 (㎡)	金額 (百万円)
首都圏	34,766	24,915
近畿圏	7,005	1,597
計	41,771	26,513

固定資産

(イ) 関係会社株式

相手先	金額 (百万円)
Cosmos Australia Pty. Ltd.	3,347
株式会社コスモスモア	90
株式会社ラムザ都市開発	9
計	3,446

(ロ) 差入保証金

相手先	金額 (百万円)
東急不動産株式会社	936
株式会社ナナクボ	746
伊藤忠商事株式会社	459
その他	3,651
計	5,794

流動負債

(イ) 支払手形

a. 相手先別内訳

内訳	金額 (百万円)
川口土木建築工業株式会社	2,150
大豊建設株式会社	1,134
株式会社浅沼組	847
木内建設株式会社	616
大和小田急建設株式会社	459
その他	514
計	5,722

b. 期日別内訳

決済期日	金額 (百万円)
平成23年 4月	1,013
5月	1,838
6月	2,870
計	5,722

(ロ) 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額 (百万円)
株式会社関西アーバン銀行	1,468
三菱UFJリース株式会社	1,467
株式会社みずほコーポレート銀行	1,379
その他	8,915
計	13,231

(ハ) 未払金

相手先	金額 (百万円)
住友商事株式会社	1,307
日本道路株式会社	511
西武建設株式会社	319
その他	1,911
計	4,049

(二) 預り金

相手先	金額 (百万円)
大和小田急建設株式会社	1,300
フジ都市開発株式会社	1,176
川口土木建築工業株式会社	974
その他	1,840
計	5,292

固定負債

(イ) 長期借入金

相手先	金額 (百万円)
三菱UFJリース株式会社	2,932
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,724
株式会社横浜銀行	1,192
その他	9,624
計	16,474

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.cigr.co.jp/cosmosinfo/ir/ir_documents/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第41期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月29日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成22年6月29日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第42期第1四半期）（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）平成22年8月12日関東財務局長に提出
（第42期第2四半期）（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）平成22年11月12日関東財務局長に提出
（第42期第3四半期）（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）平成23年2月10日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。
平成22年6月30日関東財務局長に提出
- (5) 臨時報告書（特定子会社の異動）
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。
平成22年12月20日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月29日

株式会社コスモスイニシア
代表取締役社長 高木 嘉幸 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂田 純孝 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 友裕 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下田 琢磨 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コスモスイニシアの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コスモスイニシア及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社コスモスイニシアの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社コスモスイニシアが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月29日

株式会社コスモスイニシア
代表取締役社長 高木 嘉幸 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂田 純孝 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 友裕 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下田 琢磨 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コスモスイニシアの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コスモスイニシア及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社コスモスイニシアの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社コスモスイニシアが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

株式会社コスモスイニシア
代表取締役社長 高木 嘉幸 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂田 純孝 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 友裕 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下田 琢磨 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コスモスイニシアの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コスモスイニシアの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月29日

株式会社コスモスイニシア
代表取締役社長 高木 嘉幸 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂田 純孝 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 友裕 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下田 琢磨 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コスモスイニシアの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コスモスイニシアの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。